

平成29年 第3回

身延町議会定例会会議録

平成29年9月11日 開会

平成29年9月27日 閉会

山梨県身延町議会

平成 2 9 年

第 3 回身延町議会定例会

9 月 1 1 日

平成29年第3回身延町議会定例会（1日目）

平成29年9月11日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 認定第1号 平成28年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 報告第5号 平成28年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第6 議案第70号 身延町地域活動支援センター条例の制定について
- 日程第7 議案第71号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第72号 身延町消防団の定員、任命、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第73号 身延町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第74号 身延町みのぶ自然の里条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第75号 平成29年度身延町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第76号 平成29年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第77号 平成29年度身延町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第78号 平成29年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第79号 平成29年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

2.出席議員は次のとおりである。(13名)

| | | | | | |
|-----|----|----|-----|----|----|
| 1番 | 赤池 | 朗 | 2番 | 田中 | 一泰 |
| 3番 | 広島 | 法明 | 4番 | 柿島 | 良行 |
| 5番 | 芦澤 | 健拓 | 7番 | 河井 | 淳 |
| 8番 | 福與 | 三郎 | 9番 | 草間 | 天 |
| 10番 | 川口 | 福三 | 11番 | 渡辺 | 文子 |
| 12番 | 伊藤 | 文雄 | 13番 | 深澤 | 勝 |
| 14番 | 野島 | 俊博 | | | |

3.欠席議員は次のとおりである。

なし

4.会議録署名議員(3人)

| | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|
| 2番 | 田中 | 一泰 | 3番 | 広島 | 法明 |
| 4番 | 柿島 | 良行 | | | |

5.地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(22人)

| | | | | |
|--------|---|-------|---------|-------|
| 町 | 長 | 望月幹也 | 代表監査委員 | 渡邊吉彦 |
| 副町 | 長 | 瀧本勝彦 | 教育長 | 鈴木高吉 |
| 総務課 | 長 | 笠井祥一 | 会計管理者 | 笠井喜孝 |
| 政策室 | 長 | 遠藤基 | 財政課長 | 村野浩人 |
| 税務課 | 長 | 佐野和紀 | 町民課長 | 熊谷司 |
| 福祉保健課 | 長 | 穂坂桂吾 | 観光課長 | 佐藤成人 |
| 子育て支援課 | 長 | 望月由香里 | 産業課長 | 望月真人 |
| 建設課 | 長 | 水上武正 | 土地対策課長 | 小笠原正人 |
| 水道課 | 長 | 埜村公文 | 環境下水道課長 | 羽賀勝之 |
| 下部支所 | 長 | 柿島利巳 | 身延支所長 | 佐野昌三 |
| 学校教育課 | 長 | 伊藤克志 | 生涯学習課長 | 高野博邦 |

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名(2人)

議会議務局長 佐野 勇夫
録音係 大村 隆

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（佐野勇夫君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（野島俊博君）

本日は大変ご苦労さまです。

平成29年第3回身延町議会定例会に議員各位、ならびに町長はじめ執行部各位にはご出席をいただき心からお礼を申し上げます。

本定例会は私たちの任期内における最後の定例会となります。

提出される諸議案はいずれも重要な内容を有するものであります。

議員各位には慎重な審議、ならびに円滑な議会運営に格段のご協力をお願い申し上げます。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第1号より執り行います。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、

2番 田中一泰君

3番 広島法明君

4番 柿島良行君

を指名します。

日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から9月27日までの17日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月17日までの17日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会に町長から上程されております案件はお手元に配布のとおり認定1件、報告1件、条例案5件、補正予算案5件の計12案件となっております。

これらの説明のため、本日の説明員として地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、一覧表としてお手元に配布したとおりです。

また今定例会までに受理した請願書は、お手元に配布しました請願文書表のとおりです。

請願は所管の教育厚生常任委員会に付託しますので審議をお願いします。

次に6月定例会以降の議会関係の諸行事については、お手元に配布した書類により報告とし

ますのでご了承をお願い申し上げます。

次に身延町まちづくり検討特別委員会から報告書が提出されております。

身延町まちづくり検討特別委員会委員長から報告をお願いいたします。

柿島良行君、登壇してください。柿島君。

○4番議員（柿島良行君）

報告いたします。

平成29年8月25日

身延町議会議長 野島俊博殿

身延町まちづくり検討特別委員会委員長 柿島良行

身延町まちづくり検討特別委員会報告書

このことについて次のとおり報告します。

町では平成27年5月「身延町総合戦略策定委員会設置要綱」を制定し、町の実情に応じた5年間の施策の方向を提示する「身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定することになった。

議会においても町の現状を的確に捉え、少子高齢化や町の活性化について対策を講じることが求められる。

そこでこれらの調査・検討を行うほか、町の総合戦略に関する調査・検討を行うため、平成27年9月14日に本特別委員会の設置を議決した。

以下、特別委員会会議開催状況につきましてはお手元の資料に記載のとおりであります。

結論

以上4回の特別委員会を開催し、少子高齢化や町の活性化について調査・検討し、総合戦略（素案）については町長に特別委員会としての意見を提案した。

町においては平成27年12月に身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、同時に作成された具体的なアクションプランに基づき少子高齢化や活性化に向けた取り組みが実行されていることから本特別委員会の役割は終了した。

議会としては総合戦略の検討結果が第2次身延町総合計画を実施する中で十分生かされ、住みよい環境づくり、人口減少に歯止めをかけ活力ある身延町を維持・継続させるためのしっかりした検証・提言を行い、積極的に取り組んでいきたい。

以上であります。

○議長（野島俊博君）

身延町まちづくり検討特別委員会からの報告が終わりました。

次に身延町議員合同県外視察研修を6月29日・30日に行いました。

総務産業建設常任委員会委員長、教育厚生常任委員会委員長から報告書が提出されています。

代表して広島法明総務産業建設常任委員長から報告をお願いします。

広島君。

○3番議員（広島法明君）

報告書の朗読をもちまして報告に代えさせていただきます。

平成29年8月16日

身延町議会議長 野島俊博殿

身延町議会議員合同県外視察研修報告

1. 研修日程 平成29年6月29日(木曜日)から30日(金曜日)
2. 研修場所 長野県松川町および長野県上松町
3. 参加者 13人 内訳は議員11人、事務局2人
4. 研修内容 松川町は町営宿泊施設等の運営および観光推進組織の設立について
上松町は買い物弱者支援事業について

1日目の長野県松川町の町の概要、研修先については記載のとおりです。

裏にいきまして所感としてまとめの部分、下の5行ですけど身延町とは重なる部分もあり、観光を手段とした町の活性化を行うためには関係団体と連携を深め事業の展開・拡充をしていく必要があると感じた。本町にもいくつかの施設があり、課題も多くあるがさまざまな取り組みを情報発信するとともに事業に対する検証も重要であると考えた。

2日目の長野県上松町の町の概要、研修先は記載のとおりで、所感のまとめとしまして下の2行ですけど、上松町の取り組みを1つの参考とし今後の買い物支援事業の課題を検討しながら本町でも取り組んでいく必要性を感じた。

以上で報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(野島俊博君)

身延町議員合同県外視察研修の報告が終わりました。

以上で諸般の報告を終わります。

ここで町長からあいさつの申し出がありましたので、これを許します。

望月町長。

○町長(望月幹也君)

皆さん、おはようございます。

議長より許可をいただきましたので、開会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

本日ここに平成29年身延町議会第3回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さまには全員のご出席をいただきました。誠にありがたくお礼を申し上げます。

今年の夏は比較的涼しく過ごしやすい夏となりましたが東京では連続20日以上、雨の日を記録するなど天候不順な日が続き農作物などへの影響が心配されるところであります。

さて私は8月29日から9月1日までの4日間、山梨県下町村長先進地視察に参加しマレーシアへ行ってまいりました。マレーシアの概況を申し上げますと面積は約33万平方キロメートルで日本の約90%。人口は約3,220万人で日本の約25%。2014年からは毎年約50万人ずつ増加しているようであります。民族の構成は全人口の約70%を占めるマレー系、23%の中華系、7%のインド系となっております。

特に驚いたのは年齢別人口構成でありまして14歳以下が全体の25%、労働人口となる15歳から64歳以下が69%、合計で94%。65歳以上の人口は6%であることです。日本の年齢別人口構成では64歳以下は73%、65歳以上は27%でありますからマレーシアは若い世代が多く、これからの勢いが感じられました。

主な視察先は首都クアラルンプールのパビリオンKLに山梨県が開設いたしました富士の国やまなし館やジェットロ・クアラルンプール事務所および伊勢丹KLCCで開催されている山梨

県物産展などであります。

富士の国やまなし館では関係者からの説明を受け展示販売品を視察いたしました。主な商品を挙げますとシャインマスカット、巨峰、ピオーネ、桃、スモモ、ワイン、日本酒、ジュース類、ジャム、ほうとう、織物などが展示販売されており、販売価格はおおむねの数字ですけれどもシャインマスカットが1房5,400円、巨峰・ピオーネが1房1,500円、桃6個パッケージで4,100円、ジュース類の中には富士川町のゆずのジュース「穂積からの便り」もありまして、これが780円。全体的にかなりの高額ですが、日本産は品質がよいので現地でも信頼が高く富裕層を中心に結構、販売が伸びているということです。

本町で進めているあけぼの大豆の六次産業化を踏まえ、担当者にお聞きしましたところ果実類を除いて、できれば90日程度は日持ちのするものを求めたいとのことでありました。

次にジェトロ・クアラルンプール事務所では現地の梶田所長からマレーシアの政治経済の概況、日本食市場の概況と新たな流れについて説明をいただき意見交換を行いました。

ちなみに在留邦人数ですけれども、年々増加しておりまして2016年で約2万3,700人、2010年が約9,700人でしたので、比較するとこの6年間で約2.5倍まで増えているということです。

次に伊勢丹K L C Cで開催されている山梨県物産展では、富士の国やまなし館で展示販売されている商品を中心にお菓子類、梅干し、南部茶も販売され、会場は現地の方々に賑わいがありました。個別にほかの現地商品等の売り場も視察して回り、枝豆と納豆の商品を見つけることができました。参考までに申し上げますと枝豆は台湾産で500グラム240円、納豆はアメリカ産、これはもしかしたら原材料かもしれないかもしれませんが3パックで160円で販売されておりました。

短い時間の中でしたが、結論として品質のよいものであれば日本産、山梨県産、いずれ身延町産ブランドとして、あけぼの大豆商品も高額であっても十分商戦にのれるものと感じました。

以上、視察研修における概要を報告させていただきました。

月日の経つのは早いもので、現任期の議員の皆さまと定例会の中でご協議をいただけるのは今定例会が最終であります。

私が町長に就任させていただいてからの1年を含め、この4年間、議員の皆さまには町民福祉の向上のために大変なご尽力をいただきましたことに対し、この場をお借りし心より感謝とお礼を申し上げます。ありがとうございました。

さて、私どもを取り巻く社会経済情勢は依然として厳しい状況が続いている中で平成29年度の普通交付税が決定となり7月25日に県から公表されました。本町の普通交付税額は平成28年度と比較して1億8,097万円少ない39億8,801万9千円でありました。普通交付税の段階的縮減が始まって3年目を迎えますが、人口の減少に伴う包括算定経費の減や合併算定替えの段階的縮減額が多くなったこと、法人町民税および軽自動車税の伸びなどにより4.3%の減となっております。歳入予算額の約半分を交付税が占める本町では、今後とも財政運営の健全化に努めていかなければなりません。引き続き国や県の補助金、交付税措置の高い地方債を積極的に活用するなど有利な財源の確保に鋭意努めながら、本町の活性化に寄与する各施策を実施してまいりたいと考えております。

次に防災訓練についてであります。

去る9月3日の日曜日に東海地震の発生を想定しての身延町防災訓練を各自主防災会、消防

団等のご協力により実施したところであります。各地域の防災意識の高まりから多くの関係者のご参加とご協力をいただきました。今回は8月22日に災害時における情報収集等に関する協定を締結いたしましたサイトテック株式会社による災害時の情報収集、孤立集落等への物資搬送訓練を実施していただき、災害発生時のドローン活用が非常に有効であることを実証できました。万一、災害が発生した場合、まず自分の身は自分で守るという自助であり、次に地域住民が力を合わせて地域を守るという共助が大切だと考えます。住民一人ひとりが地域のために何ができるかを考えていただき、有事の際に機能する地域コミュニティを構築していただくことを併せてお願いするところであります。

町といたしましても町民の生命、身体、財産を災害から防御することが最も重要な施策と捉え体制整備、備蓄食料や飲料水等の備蓄品の拡充、町民の皆さまに向けてさらなる防災意識の高揚を図るなど防災対策に万全を期してまいりたいと考えております。

次に指定寄附金についてであります。

6月23日に身延山内野日総法主猊下より町道昭和道路線の改良および身延町の観光振興を図るため観光地の名称を表示する道路サインの設置などに寄与したいとして、1千万円のご寄附をいただきましたので今定例会において商工費および土木費に係る予算を計上させていただきました。

次に各地区の区長要望についてであります。

年度当初に各地区の区長さんから町へいろいろな要望をいただいておりますが、財源の都合などによりなかなか要望どおりに予算を計上することができませんでした。国や県に要望しなければいけないものを除き今回、緊急性を考慮する中で区の要望に応えるべく農林水産業費および土木費に6,600万円を計上させていただきました。

次にみのぶ自然の里についてであります。

4月末に国から地方創生拠点整備交付金の内示を受け、5月11日に開催されました臨時議会におきまして自然の里整備費についての予算をご議決いただき、現在、設計事務所に工事監督を委託する中で竣工に向けての改修工事を進めております。

また、みのぶ自然の里の指定管理者としてご議決いただきました特定非営利活動法人みのぶ観光センターがオープンに向け鋭意準備を進めておりますので、今後とも議員の皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

次にしだれ桜の里づくり事業についてであります。

日本一のしだれ桜の里を目指して平成28年度から富士川クラフトパーク内にしだれ桜の植栽をはじめ本年度においても引き続き進めているところであります。

今回、第2期工事としてクラフトパークの日本庭園の上部約5ヘクタールにしだれ桜を約2,600本植栽するため既存木の伐採、伐根、土留めなどの整地費を含む植栽工事費約1億8千万円を計上させていただきました。

なお、植栽の一部については昨年度と同様に財源としてクラウドファンディングを活用することとしております。これによりましてクラフトパーク内に5千本を目指して進めてまいりました、しだれ桜の植栽についてはおおむね完了することになります。

今後は各区からの要望に基づき、しだれ桜の苗木を配布し町内全域に拡大させて日本一のしだれ桜の里として本町の魅力アップを図り観光や地域の振興に結び付けてまいります。

次に観光施設等のトイレ改修事業についてであります。

前回の6月議会でトイレの改修についてご質問をいただき、早速本町が管理する観光施設などの公共施設のトイレの状況を把握するよう指示をいたしました。すでに数カ所、洋式になっている施設もございましたが、まだまだ和式のトイレが多い状況であり高齢者や訪日外国人の方にはご不便やご不自由な思いをされることも多いと感じております。

町内の観光地や公共施設を気持ちよく歩いていただけるように、町の観光施設や庁舎等について和式から温水洗浄機能付き洋式暖房便座へ改修工事を行うため、訪日外国人旅行者の受け入れ環境整備に関する国庫補助金を活用して、工事費約2,300万円を計上させていただきました。

先般、山梨観光推進機構が行った県内の観光客を対象としたアンケート調査の結果においてトイレに関するがっかりした意見が数多く寄せられており、このトイレ改修事業により本町を訪れる方々によりよい印象を与え、国内外からさらに多くの観光客に訪れていただきたいと考えております。

次にあけぼの大豆拠点施設整備についてであります。

今春から整備を進めてまいりました身延町あけぼの大豆拠点施設につきましては、大豆加工室を除きほぼ完成し、今月末には竣工を迎える運びとなっております。10月の枝豆収穫時期の本格稼働に向けて現在、試運転調整中であり、施設を運営する経費約380万円を計上させていただきます。

また天候不順により大豆の生育も心配されましたが、現在、鳥獣による被害は若干あるものの順調に育っているようであります。あけぼの大豆への関心も町内のみならず町外にまで非常に高まっており、拠点施設の本格稼働によりあけぼの大豆のブランド化を進め、新たな地域産業の創出を目指してまいります。

次に身延町農業委員の任命および農地利用最適化推進委員の委嘱についてであります。

農地等の利用の最適化を推進するために昨年、農業委員会等に関する法律の改正が行われ農業委員につきましては、これまでの選挙制から議会の同意を必要とする町長の任命制に変更され、また新たに農地利用最適化推進委員が新設されました。

これを受けて町では6月定例議会において農業委員14名のご同意をいただき、7月20日に任命書を交付させていただきました。また同日行われた臨時農業委員会総会において新たに12名の農地利用最適化推進委員を選考していただき、8月9日に農業委員長より委嘱状を交付したところです。

これにより身延町の新しい農業委員会がスタートしたわけですが、農業委員会の主たる使命をよりよく果たしていただき、身延町の農業振興が着実に図られますよう農業委員会のご尽力をお願いするものであります。

次に今定例会に提案いたしました議案は認定1件、報告1件、条例の制定1件、条例の一部を改正する条例4件、平成29年度補正予算5件の計12件でございます。

提出議案の中から主なものについて申し上げます。

まず認定第1号 平成28年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

全会計において黒字決算となっておりますので、ご認定をいただきたいと存じます。

次に報告第5号 平成28年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。

報告いたします。

本町の平成28年度決算に基づく比率はすこぶる健全段階にありますが、これに甘んじることなく、なお一層、財政健全化に努めてまいります。

その他につきましては、提出議案の説明の中で申し上げます。

なお、平成29年第2回定例会以降の主な行事につきましては、お手元に配布したとおりでございますのでご確認をいただきたいと存じます。

さて来月24日には、私が身延町長に就任して2年目がスタートすることになります。これまで安心・安全なまちづくりや結婚・出産・子育て・教育環境の充実、移住定住の促進に取り組むとともに日本一のしだれ桜の里づくりやみのぶ自然の里の設置のほか、既存の観光資源の魅力アップ等の観光の振興、さらにはあけぼの大豆六次産業化による新たな地域産業と雇用の創出などの諸施策を国や県の補助金をはじめ有利な財源の確保に努める中、スピード感を持って推進してまいりました。再来年の平成31年度には、中部横断自動車道の六郷インターと新清水ジャンクション間が開通する予定であり町内には3つのインターチェンジが整備されます。中部横断自動車道の開通を踏まえ、中長期的な視点に立って新たな事業を含めて各種の施策を総合的に実施する必要があります。

われわれは今、身延町に将来の成長を目指していろいろな種をまいているところです。中にはすでに芽吹いているものもあります。それを育て花が咲き実を結び、やがて大樹に成長し長きにわたって身延町を支える柱になるように職員一丸となって取り組んでいます。

今後とも「生まれてよかった 育ってよかった 住んでよかった身延町」を目指して町民の皆さまが活力と幸せを実感でき、賑わいのあるまちづくりに取り組んでまいりますので議員各位をはじめ町民の皆さまのさらなるご支援とご協力を切にお願いいたしまして行政報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野島俊博君）

町長のあいさつが終わりました。

本日、決算審査報告のため渡邊代表監査委員に出席要請をしております。

ここで、渡邊代表監査委員をお招きしますのでしばらくお待ちください。

（ 入 場 ）

再開します。

日程第4 認定第1号 平成28年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは認定第1号 平成28年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見を付け議会の認定に付するものでございます。

平成29年9月11日 提出

身延町長 望月幹也

なお、詳細につきましては会計管理者が説明いたしますのでよろしくご説明申し上げます。

○議長（野島俊博君）

次に認定第1号について、内容説明を求めます。

笠井会計管理者。

○会計管理者（笠井喜孝君）

認定第1号 平成28年度身延町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算について説明をいたします。

詳細につきましては決算審査特別委員会でご審査いただくこととなりますので、ここでは概要についてご説明申し上げます。

それでは決算書付属資料をお開きいただきたいと思います。1ページの会計別決算総括表をご覧ください。

ここに一般会計および特別会計すべての会計の決算額が示されています。

1行目、一般会計について説明いたします。

歳入総額は9億4,427万3,722円、歳出総額は8億6,254万4,700円で歳入歳出差引額は7億6,173万3,675円となります。そのうち翌年度に繰り越すべき財源1,617万6千円を差し引いた一般会計実質収支額は7億4,555万7,675円であります。

2ページをお願いします。ここに科目ごとに決算状況を示してあります。

歳入総額につきましては対前年度比1.1%、金額にしますと1億6,222万6,781円の増額となりました。

1款の町税につきまして収入済額1億4,259万2,226円で歳入総額の15.3%を占め対前年度比1,595万3,511円、1.1%の増収となりました。収納率は町税全体で94.5%、収入未済額は7,317万2,632円です。

なお、町税全体で1,033万5,822円を不納欠損として処理いたしました。

6款地方消費税交付金は収入済額2億3,871万4千円で前年と比較すると14.6%、4,086万7千円の減額となりました。

10款地方交付税は収入済額4億2,376万6千円で歳入総額の48.9%を占めています。前年と比較すると6.4%、3億1,442万4千円の大幅な減額となりました。

12款分担金及び負担金は収入済額7,553万4,407円です。前年度比較しますと4,339万2,141円の減収となりました。

14款の国庫支出金につきましては収入済額は6億4,649万1,107円となり、収入総額の6.8%、前年と比較しますと7,932万1,000円の増額となりました。

15款県支出金は収入済額5億4,458万2,339円、収入総額の5.8%を占め対前年度と比較すると1億2,399万7,256円の減額となりました。

次に19款繰越金につきましては収入済額9億4,596万1,494円であり収入総額の10%を占めています。前年度と比較しますと3億7,019,679円の増額となりました。

20款諸収入につきましては収入済額1億1,246万5,204円、対前年比7,982万6,288円の減額となりました。

21款町債につきましては収入済額5億6,270万円であり、対前年比3億4,010万円の増額となりました。

続きまして歳出についてです。

一般会計歳出の総額は86億9,254万47円で対前年比3.5%、金額にして2億9,045万4,600円の増額となりました。

予算額に対する執行割合は92.6%であり、支出済額の構成比別に申し上げますと3款民生費21億2,191万1,124円で24.4%、2款総務費15億7,425万7,059円で18.1%、12款公債費11億993万4,430円で12.8%、10款教育費10億2,102万4,031円で11.7%、8款土木費8億249万8,528円で9.2%、13款諸支出金6億1,228万887円で7.1%などでありました。前年度と比較して4,174.4%の増となった諸支出金につきましては基金費、2目減債基金費に3億77万9,477円の積立金および18目まちづくり振興基金費に3億29万6,721円を積み立てたことによります。

まず2款総務費についてであります。

支出済額15億7,425万7,059円、対前年比2.3%の増であり、28年度は1項総務管理費にまち・ひと・しごと創生事業費の新たな科目を設け、総合戦略に掲げる事業をこの科目で執行いたしました。事業内容につきましては付属資料3ページ、4ページに記載のとおりであります。

次に3款民生費は支出済額21億2,191万1,124円、対前年比4.1%の減であります。国民健康保険特別会計への繰出金1億7,887万757円、後期高齢者医療特別会計への繰出金3億1,878万8,661円、介護保険特別会計への繰出金3億2,163万5,991円、合計しますと8億1,929万5,409円となり、民生費の支出総額の38.6%を特別会計への繰出金が占めていることとなります。

次に4款衛生費は支出済額7億8,606万4,414円、対前年比2.2%の減額であります。峡南衛生組合への負担金として1億8,880万9千円、簡易水道事業特別会計への繰出金として3億746万3,201円などが大きな支出であります。

1行飛びまして6款農林水産業費は支出済額2億3,908万1,649円、対前年比16.6%の減額であります。減額の理由は1項農業費が4,787万円ほど減ったこと、2款1項総務管理費のまち・ひと・しごと創生事業費において、産業課の事業として5,019万円ほど支出していることによります。

8款土木費は支出済額8億249万8,528円、前年比12.2%、8,707万円ほどの増であります。増額となった科目は1項土木管理費、2項道路橋梁費、4項都市計画費、5項住宅費であり、減額となったものは3項河川費と6項下水道費であります。

次に10款教育費は支出総額10億2,102万4,031円となりました。対前年比2.1%、2,176万9,432円の減額となりますが2款1項総務管理費のまち・ひと・しごと創生事業費において教育委員会所管事業として5,601万円ほどを支出していますので、この事業費を加えますと教育費の支出済額は3,425万円ほど増えたこととなります。

12款公債費は支出総額11億993万4,430円であります。このうち臨時財政対策債3億7,384万3千円と合併特例事業債2億832万9千円については、繰上償還を行いました。

13款諸支出金につきましては、冒頭申し上げたとおりであります。

以上が一般会計歳入歳出決算の概要であります。

次に特別会計について説明いたします。

1ページにお戻りください。会計別決算総括表の下から2行目が20の特別会計の合計額となります。

歳入総額63億1,385万8,235円、歳出総額60億7,516万3,820円、差引額2億3,869万4,415円で、そのうち翌年度に繰り越すべき財源1,879万7千円を差し引いた実質収支額は2億1,989万7,415円であります。

それでは上から2行目の国民健康保険特別会計から順に説明いたします。

国保会計歳入総額23億3,019万2,480円、歳出総額22億139万9,818円、差引額1億2,879万2,662円で実質収支も同額であります。

なお、本資料39ページに決算状況を記載してあります。

次に後期高齢者医療特別会計は歳入総額4億5,338万3,642円、歳出総額4億5,327万2,402円、差引額11万1,240円で実質収支についても同額です。

なお、本資料の40ページに決算状況を記載してあります。

介護保険特別会計は歳入総額22億9,448万995円、歳出総額22億1,139万78円、差引額8,309万917円で実質収支についても同額です。

本資料の41ページに決算状況の記載がしてあります。

介護サービス事業特別会計は歳入総額1,200万9,583円、歳出総額802万8,771円、差引額398万812円で実質収支についても同額であります。

簡易水道事業特別会計につきましては歳入総額7億6,226万7,883円、歳出総額7億4,287万5,563円、差引額1,939万2,320円で翌年度に繰り越すべき財源1,879万7千円を差し引いた実質収支につきましては59万5,320円です。簡易水道事業特別会計の主要事業につきましては、本資料の13ページと14ページに記載してあります。

農業集落排水事業等特別会計は歳入総額3,105万2,894円、歳出総額3,104万9,764円、差引額3,130円で実質収支についても同額です。

下水道事業特別会計は歳入総額4億1,532万7,776円、歳出総額4億1,528万3,816円、差引額4万3,960円で実質収支についても同額であります。

下部奥の湯温泉事業特別会計は歳入総額1,009万1,872円、歳出総額983万3,005円で差引額25万8,867円、実質収支についても同額であります。

最後に財産区関係の特別会計についてであります。12の特別会計それぞれの歳入総額、歳出総額、歳入歳出差引額については記載のとおりであります。

一般会計および20の特別会計を合計しますと歳入総額157億6,813万1,957円、歳出総額147億6,770万3,867円、歳入歳出差引額10億42万8,090円で翌年度に繰り越すべき財源3,497万3千円を差し引いた実質収支につきましては9億6,545万5,090円となりました。すべての会計が黒字決算となっております。

以上、雑駁な説明でありましたが、よろしくご審議お願い申し上げます。

○議長（野島俊博君）

以上で町長の提出理由と会計管理者の説明が終わりました。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩とします。

再開は10時10分とします。

休憩 午前 9時53分

再開 午前10時10分

○議長（野島俊博君）

休憩前に引き続き議事を再開いたします。

まず議事に入ります前に1点、皆さまにお詫びを申し上げたいと思います。

日程第2の会期の決定を議題としますというところで、お諮りする時点では9月27日までの17日間ということの問題ございませんでしたけども、異議なしをいただきまして、よって会期は本日から9月27日までの17日間というのが本当でございますけども、それを17日までの17日間と決定しましたと言ってしまうので、ここでお詫びと訂正をさせていただきます。本当に申し訳ございませんでした。

日程第5 報告第5号 平成28年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

町長から報告理由について説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは報告第5号 平成28年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項および同法第22条第1項の規定により平成28年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率について、別紙のとおり監査委員の審査意見書を付して報告するものでございます。

平成29年9月11日 提出

身延町長 望月幹也

なお、詳細につきましては財政課長が説明いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（野島俊博君）

次に報告第5号について、内容説明を求めます。

村野財政課長。

○財政課長（村野浩人君）

報告第5号 平成28年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について説明をさせていただきます。

7月25日に渡邊代表監査委員と伊藤監査委員によりまして財政健全化法に基づく財政指標等について審査をしていただきました。

その結果につきましては2枚目に添付してあります意見書のとおりでございます。

この健全化判断比率等につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定により議会に報告するものであります。

それでは1枚目の裏のページをお開きください。

平成28年度決算に基づく健全化比率であります、この比率には実質赤字比率から将来負担比率までの4項目があります。

まず実質赤字比率であります、この比率につきましては普通会計のみの決算で赤字である

かどうかを判断する数値であります。身延町は赤字ではありませんので数値は入りません。早期健全化基準は14.35%であります。

次に連結実質赤字比率であります。この比率につきましては、財産区を除くすべての会計の連結となります。この比率につきましても赤字ではありませんので数値は入りません。早期健全化基準は19.35%であります。

次に実質公債費比率であります。この比率につきましては普通会計、公営事業会計、さらに一部事務組合や広域連合等が入った連結になります。本町では峡南衛生組合や飯富病院、広域行政組合等への負担金もカウントし公債費の比率を示す数値でありまして1.0%であります。27年度に比較し2.5%マイナスとなっております。早期健全化基準につきましては25.0%であります。

次に将来負担比率であります。この比率につきましては実質公債費比率よりもさらに地方公社、第三セクターを含めた連結になり、より広範囲で判断していく比率であります。本町において地方公社や第三セクター等はございませんので、実質的には実質公債費比率と同じ範囲で比較する率となります。

28年度決算も27年度と同様に将来負担額を充当可能財源等が上回り、将来負担比率はマイナスとなりました。このことは計算上、地方債などの将来負担額が将来の財政を圧迫する可能性は低いということであり、将来負担比率に数値が入らないこととなりました。早期健全化基準につきましては350.0%となっております。

本町の比率はいずれも早期健全化比率を下回っており、年々改善されておりますので財政は良好であると言えます。

次に下段の平成28年度決算に基づく身延町資金不足比率の状況であります。

この資金不足の状況につきましては、公営企業会計に属する会計の資金が不足しているかどうかを見るもので、身延町簡易水道事業特別会計をはじめ5会計の資金不足の比率はなく良好であります。国の示す経営健全化基準といたしましては20.0%であります。

なお、上段の健全化判断比率につきましては、この4項目のうちいずれかが早期健全化基準以上の場合は、財政健全化計画を議会の議決を経て定め速やかに公表するとともに知事に報告をしなければなりません。また計画の実施状況を議会に報告しなければなりません。法律に基づき算定された各比率は早期健全化基準を下回っているわけであり、審査意見書でもご指摘をいただいたとおり引き続き財政の健全化に努めてまいります。

以上、報告第5号の説明とさせていただきます。

○議長（野島俊博君）

以上で町長の報告理由ならびに財政課長の説明が終わりました。

報告第5号については終結します。

ここで、平成28年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算意見書及び平成28年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見書が提出されておりますので渡邊代表監査委員から報告を求めます。

渡邊代表監査委員。

○代表監査委員（渡邊吉彦君）

改めましておはようございます。

それでは認定第1号 平成28年度決算審査の報告をさせていただきます。

ただいまは会計管理者から平成28年度決算につきまして詳細な説明がありました。重複するところもあろうかと思いますが監査委員の立場で報告をさせていただきます。

ご案内のとおり、この監査は地方自治法の第233条第2項の規定に基づきまして去る7月24日から7月28日までの5日間、伊藤監査委員ともども町長から提出をされました各会計の歳入歳出決算書および付属資料が関係法令に基づきまして作成しているか確認すると同時に計数に誤りがないか、また予算の執行状況、さらには基金の管理・運用が適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼を置き審査を実施いたしました。その結果が皆さまのお手元に配布をしてあります決算審査意見書に掲載してあります。

意見書は全12ページからなっております。時間の関係もございますので主なところを抜粋して報告をさせていただきます。ご了承をお願いいたします。

なお、金額の単位につきましては万円とさせていただきますので併せてご了承をお願いいたします。

それではまず、意見書の4ページをお開きください。

(1)の決算の概要であります。平成28年度の一般会計および特別会計の予算現額は158億2,096万円で、これに対する決算額は歳入総額が157億6,813万円で収入率は99.7%となっております。

一方、歳出総額は147億6,770万円、執行率は93.3%。歳入歳出差引額は10億42万円で一般会計・特別会計のすべての会計において決算は黒字となっております。それをまとめたものがその下の表でございます。

次に町債であります。平成28年度末現在高は一般会計41億2,662万円、特別会計60億8,310万円、合計で102億972万円となっております。昨年度に比べ8億5,043万円の減であります。これは将来の財政状況を見据え積極的な繰上償還などを行い町債残高の削減にご努力をいただいた結果であります。

次に(2)の収支決算の状況であります。一般会計、特別会計を合わせたの実質収支は9億6,545万円で職員一人ひとりの経費節減などの努力の結果と思われま。

続きまして5ページをご覧ください。

一般会計(1)の概要ですが、4ページで決算の概要を説明しましたので説明は省略させていただきます。

次に(2)の歳入の状況であります。

予算現額93億8,353万円に対しまして、収入済額94億5,427万円で予算に対する収入率は100.8%となっております。不納欠損額1,052万円でございましては時効など法令に基づき処分をしたものであります。また収入未済額は7,798万円であり、この未済額についてはここ数年で最も低い額となっており、内容の分析や収納に対する工夫をし適切な事務処理に努めた結果と思われま。今後も税などの公平性の観点と同時に自主財源の確保を図るためにも実情を把握し的確な徴収方法を考え未済額の減額により一層、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

6ページをお開きください。

この一覧表につきましては、先ほど説明いたしました歳入の決算額をまとめたものでありますので説明は省略させていただきます。

7ページをご覧ください。(3)のア・歳出の予算執行状況であります。

予算額93億8,353万円に対しまして支出済額が86億9,254万円で執行率92.6%となっております。

下の表は款別にまとめたものでありますので説明は省略をさせていただきます。

次に8ページ、9ページであります。この特別会計は先ほど会計管理者が説明をいたしましたので省略をさせていただきます。

10ページをお開きください。

一般会計から特別会計への繰り入れの状況ですが、この表にお示ししてあるとおり総額で14億8,823万円となっております。

11ページをご覧ください。

財産に関する調書ですが、これはお手元に配布をしております決算書付属資料の18ページ、4の財産に関する調書をまとめたものでありますので説明は省略をさせていただきます。

12ページをご覧ください。

基金の状況につきましては関係書類、帳簿などを照合した結果、誤りはないものと認められました。

なお基金の運用につきましては、その運用方法について地方自治法に基づき安全かつ有利を基本により一層、創意工夫を重ねる必要があると思われま。

最後に審査の意見、指摘事項であります。恐れ入りますけれどもお戻りいただきまして3ページをお願いいたします。

決算収支の状況は一般会計、ならびに特別会計ともに実質収支においてすべて黒字決算となっており職員の経費節減、事務事業の効率的な執行など積極的な努力が見受けられるところであります。

歳入面については自主財源であります町税が15.3%で依存財源である地方交付税が48.9%、国庫支出金が6.8%、県支出金が5.8%と歳入の大部分を占めている厳しい状況であります。地方自治体の財政構造の弾力性を判断するための指標であります経常収支比率は70.9%で財政の硬直化が懸念をされるところであります。

町税の収入状況は対前年比で1,595万円余りの増額となっております。これは中部横断道自動車道の建設に伴う建設事業とJR東海の業績効果による法人税および税制改正による軽自動車税の増額などによるものであります。

なお、徴収率については一斉催告での訪問、督促状は催告書の発送など職員が総力を挙げて積極的に努力した結果、ここ数年向上をしており今後もより一層の努力を望むものであります。

また使用料、ならびに手数料等については町税と同様、徴収率は向上しておりますが収入未済額が多額なものがあります。公平性の観点からもより一層、徴収方法などに創意工夫をされ収入未済額の減少に努めていただきたいところであります。

歳出面については経常経費である公債費が12.8%、人件費が15.8%、補助費等が13.4%を占めております。特に投資的経費のうち町単独事業で対前年度比で1,100万円余りが増額となっております。これはしだれ桜の里づくり事業、宅地造成事業など地方創生事業に積極的に取り組みを行った結果であります。

またそれぞれの事業や補助金等については、厳しい財政状況の中で限られた財源を有効活用するため、その事業の必要性、緊急性、投資効果などを十分検討し見直しなどを行う必要があります。

続きまして、お手元にあります報告第5号 平成28年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率について報告をさせていただきます。

詳細な説明は財政課長から説明がありましたので、重複する点があろうかと思えますけども監査委員の立場で報告をさせていただきます。

平成28年度決算に基づく財政健全化審査を実施した結果、町長から提出されました関係書類などはすべて法令等に基づき作成されておりました。その結果が皆さまのお手に配布をしてあります財政健全化審査意見書に掲載をしてあります。

(1)の健全化判断比率の状況のとおり、地方公共団体の財政健全化に関する法律に基づき策定された各比率は早期健全化比率をそれぞれ下回っております。特に昨年度に引き続き実質公債費比率は前年度を下回っており、今後も施策、事業の選択などによる経費の節減、町債の発行、繰上償還の工夫など中長期的な財政計画に基づき財政運営を行っていただき、引き続き財政の健全化に努めていただきたいと思います。

以上で報告を終わります。ありがとうございました。

○議長(野島俊博君)

渡邊代表監査委員。

○代表監査委員(渡邊吉彦君)

すみません、数字を間違っ表現したところがあるようでございますので訂正をお願いいたします。

認定案件第1号の説明の中で歳出の部分で、特に投資的経費のうち町単独事業で対前年度比9,100万円がというのが正しい数字でありますけども、私が数字を読み違えまして1,100万円余りというふうに説明をしたということでございます。正しくは9,100万円余りということでございますので訂正をし、お詫びをいたしますのでよろしくをお願いいたします。

○議長(野島俊博君)

以上で平成28年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算意見書及び平成28年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見書の報告が終わりました。

ここで、渡邊代表監査委員は退席となります。

渡邊代表監査委員におかれましては大変お忙しい中をご出席いただきまして厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

(退 席)

日程第6 議案第70号 身延町地域活動支援センター条例の制定について

日程第7 議案第71号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例について

日程第8 議案第72号 身延町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第9 議案第73号 身延町手数料条例の一部を改正する条例について

日程第10 議案第74号 身延町みのぶ自然の里条例の一部を改正する条例について

以上の5議案は条例案でありますので、一括して議題とします。

町長から本案について提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは議案第70号から議案第74号までについての提案理由を説明申し上げます。

まず議案第70号 身延町地域活動支援センター条例の制定についてであります。

身延町地域活動支援センター条例の議案を提出いたします。

平成29年9月11日 提出

身延町長 望月幹也

提案理由を申し上げます。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する地域活動支援センターの管理運営の適正を期するため、条例を制定する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第71号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町介護保険条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

今後、以下2行は省略をさせていただきますして提案理由を申し上げます。

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行による介護保険法の一部改正に伴い、身延町介護保険条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第72号 身延町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

身延町消防団の円滑な運営を図るため、また消防組織法および消防団員の階級の基準との整合性を図るため身延町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第73号 身延町手数料条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町手数料条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

身延町あけぼの大豆拠点施設で行う枝豆の選別および加工にかかる手数料を定めるため、身延町手数料条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第74号 身延町みのぶ自然の里条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町みのぶ自然の里条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

身延町みのぶ自然の里の運営にあたり、その業務内容をより明確にするとともに利用者の利便性の向上を図るため、身延町みのぶ自然の里条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

以上であります。なお、それぞれの議案の詳細につきましては担当課長が説明いたしますのでよろしく願いいたします。

○議長（野島俊博君）

次に議案第70号から議案第74号までの内容説明を求めます。

議案第70号および議案第71号の説明を求めます。

穂坂福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

それでは議案第70号 身延町地域活動支援センター条例について、お手元にあります議案説明書に基づき説明をいたします。

議案説明書の1ページをご覧ください。

まず、この条例を制定しようとする背景、理由についてです。

丸滝地内に所在するそよかぜワークハウスにつきましては、平成8年10月に当時の身延保健所管内、精神障害者家族会からの要望を受け保健所敷地内の一画に法定外の小規模作業所として開設されたのが始まりでした。現在は旧身延保健所において障害者総合支援法に基づく地域活動支援センターとして事業を行っており、このことを明確化するため施設の設置目的や管理運営上の必要事項について条例に規定しようとするものであります。

次に条例案の内容について説明します。

説明書に記載のとおり本則は9つの条で構成され、センターの設置目的、センターの名称および位置、事業内容等、管理運営の基本的な事柄を規定しています。

最後に附則第2項について説明します。

下部診療所に隣接する通称ひまわりの家につきましても今回、制定しようとする地域活動支援センター条例に地域活動支援センターひまわりの家として位置づけを明確化することとしました。これに伴いまして、ひまわりの家の根拠となっている高齢者技術伝承館条例を廃止する旨を規定しております。

以上で議案第70号に関する説明を終わります。

引き続き議案第71号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例について議案説明書に基づき説明をいたします。

2ページをご覧ください。

まず一部改正をしようとする背景、理由について説明いたします。

今回の改正対象となる条例第20条は罰則規定であります。この第20条は介護保険法第214条第3項を根拠として条例に規定しているところ、介護保険法の一部改正により同項が説明書に記載のとおり改正されたため、これと同様の改正を行おうとするものであります。

次に改正の内容について説明をいたします。説明書の3ページをご覧ください。

現行の第20条の条文中、下線部分の「第1号被保険者」を括弧書きで示した「被保険者」と改めるものであります。

改正後の被保険者と表現した場合、第1号被保険者と第2号被保険者の双方を指すこととなりますので、改正後はこれまで罰則の対象となり得なかった第2号被保険者の配偶者や、その世帯員に対しても過料を科すこととなります。

なお、第2号被保険者の配偶者や世帯員に対する罰則はこの一部改正条例の施行日以後になされた行為に対して適用する旨を附則第2項に規定しています。

説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

次に議案第72号の説明を求めます。

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

議案第72号 身延町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、議案説明書に基づき説明をさせていただきます。

議案説明書4ページをお開きください。

条例の一部改正をすることとなった背景等ですが、平成27年12月の第27次消防審議会の消防団を中核とした地域防災力の充実強化のあり方に関する答申で火災、風水害など緊急時のみ出動する機能別団員制度の必要性が示されましたこと、また平成28年10月の消防長次長からの消防団への加入促進に向けた取り組みについて、特に重点的に取り組むべき事項として報酬が1万円未満の市町村の報酬額引き上げ、機能別団員制度の導入等について条例改正、その他必要な措置を検討するよう通知がありましたことなどから本町消防団におきましても若者の流出と高齢化が進む中、消防団員の確保に苦慮している状況もあり平成29年8月1日、身延町消防委員会を開催し、地域の実情を熟知した消防団員の確保や処遇改善により消防行政の円滑な推進を図るため、条例改正等について町長から諮問を行い内容どおり改正することが望ましいとの答申を受けたことなどにより条例改正をお願いするものでございます。

次に条例の一部改正の内容ですが現団員を基本団員とし現在、区域内に居住または勤務している元団員を機能別団員として任用できることを追加し、基本団員と機能別団員を合わせて消防団員とするものであります。

また基本団員の任用資格の緩和により区域外に居住・勤務の方、大学生等の入団も可能となるとともに基本団員報酬の見直しにより現在9千円を国からの通達に合わせ1万円とするものであります。

併せて現在、消防庁で定める階級基準と本町の職名とが相違しているため、これを明確にし分かりやすくするための改正であります。

以上で議案第72号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

次に議案第73号の説明を求めます。

望月産業課長。

○産業課長（望月真人君）

それでは議案第73号 身延町手数料条例の一部を改正する条例について、議案説明書に基づき説明をさせていただきます。

6ページをお願いいたします。

これまで農家、生産者が行っていた枝豆の選別から袋詰め作業に加え、枝豆の規格に応じた一部製品の加工をあげばの大豆拠点施設において実施する。

内容といたしまして、農家・生産者は手数料として出荷量に対して100グラム当たり10円の手数料を納付する。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

次に議案第74号の説明を求めます。

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

それでは議案第74号 身延町みのぶ自然の里条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

議案説明書7ページをご覧ください。

提案理由としましてはみのぶ自然の里を運営していくにあたり、その業務内容をより明確にするとともに利用者の利便性の向上を図るため、身延町みのぶ自然の里条例の一部を改正する必要が生じました。

概要でございますが背景、内容等につきましてはみのぶ自然の里を運営していくにあたり現在の業務内容をより明確にし、業務内容を分かりやすくする必要が生じたものでございます。また指定管理者が町長の承認を受け公休的休所日を設けることができると規定いたしました。さらに利用者の利便性を図るため、利用料金の納入につきまして利用者がその方法を選択できる規定といたしましたところ です。

内容につきましては業務内容に飲食物の調理および販売に関すること、特産品の展示および販売に関することの2つの業務を明確に加えました。

指定管理者による管理でございますが、町長の承認を受け公休的休所日を設けることができる規定としたところでございます。

利用料金につきましては、第13条の規定で使用料は全納と規定されておりますが利用者の利便性を考え、第21条第1項の本文のあとに指定管理者は町長の承認を得て利用者の収入方法を変更ができる規定としまして、利用者は全納もしくは指定管理者が町長の承認を得て利用料金の収入方法を変更した方法のいずれかを選択できるものとしたところでございます。

施行期日は公布の日から施行するというところでございます。

以上で議案第74号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

以上で町長の提案理由と担当課長の内容説明が終わりました。

日程第11 議案第75号 平成29年度身延町一般会計補正予算（第3号）

日程第12 議案第76号 平成29年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第13 議案第77号 平成29年度身延町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第14 議案第78号 平成29年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第15 議案第79号 平成29年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

以上の5議案は補正予算案でありますので、一括して議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは議案第75号から議案第79号について提案理由の説明を申し上げます。

まず議案第75号 平成29年度身延町一般会計補正予算（第3号）についてであります。

以下、1行目は省略をさせていただきます。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億6,939万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億8,934万6千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条、地方債の追加および変更は「第2表 地方債補正」による。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第76号 平成29年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてであります。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億4,256万5千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第77号 平成29年度身延町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてであります。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,699万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億3,479万円とする。

次に議案第78号 平成29年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ566万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億9,629万5千円とする。

次に議案第79号 平成29年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ83万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,490万1千円とする。

補正予算案については以上でございます。

なお、詳細につきましてはそれぞれ各担当課長が説明いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長(野島俊博君)

次に議案第75号から議案第79号までの内容説明を求めます。

はじめに議案第75号の説明を求めます。

村野財政課長。

○財政課長(村野浩人君)

議案第75号 平成29年度身延町一般会計補正予算(第3号)について説明をさせていただきます。

それでは5ページをお開きください。第2表 地方債補正であります。

災害復旧事業債は林道災害復旧工事に充当するため、945万円を追加計上させていただくものであります。

合併特例事業債はあけぼの大豆加工施設改修事業に680万円、農業土地改良施設整備事業に2,470万円、林道整備改良事業工事に3千万円、しだれ桜の里づくり事業に1億5,600万円、町内公衆トイレ整備事業に1,930万円、町道整備事業に4,750万円を充当するため2億8,430万円を変更計上させていただくものであります。

緊急防災・減災事業債は消防施設整備事業に70万円を充当するため変更計上させていただくものであります。

8ページをお開きください。

歳入ですが13款2項5目1節枝豆選別加工手数料に120万円を計上いたしました。枝豆の選別および加工に伴う手数料であります。

14款2項2目1節民生費補助金に750万円を計上いたしました。臨時福祉給付金事業に対する国庫補助金であります。

7目1節観光費補助金に340万円を計上いたしました。公衆トイレ洋式化改修工事に対する国庫補助金であります。

15款2項8目1節農林水産業費施設災害復旧事業費補助金に1,950万円を計上いたしました。林道三石山線および富士見山線災害復旧工事に対する県補助金であります。

9ページをご覧ください。

17款1項2目1節指定寄附金に1,990万円を計上いたしました。指定寄附につきましてはそれぞれ説明欄に記載されたとおりであります。

18節1項5目1節下部及び久那土・古閑簡易水道整備基金繰入金に431万円を計上いたしました。簡易水道事業特別会計繰出金に充当するものであります。

19款1項1目1節繰越金に1,671万3千円を計上いたしました。前年度からの繰越金であります。

21款1項1目総務債から9目商工観光債につきましては第2表 地方債補正で説明をいたしましたとおりであります。

10ページをお開きください。

歳出ですが2款1項6目企画費、11節に164万8千円を計上いたしました。田舎暮らし体験施設の修繕料であります。

9目交通安全防犯対策費、19節の防犯対策事業費に152万7千円を計上いたしました。5地区から申請がありました防犯灯建設事業費の補助金であります。

11ページをご覧ください。

11目まち・ひと・しごと創生事業費、7節に83万6千円を計上いたしました。あけぼの大豆拠点施設加工調理員2名分の賃金であります。

11節に498万7千円を計上いたしました。主なものといたしましては、しだれ桜の里づくり事業に伴うネームプレート等の消耗品242万8千円および、あけぼの大豆拠点施設の光熱水費140万円などであります。

15節に2億763万7千円を計上いたしました。あけぼの大豆拠点施設改修工事およびしだれ桜の里づくり整地植栽工事、公衆トイレ洋式化改修工事の工事費であります。

16節に171万3千円を計上いたしました。しだれ桜の里づくり事業に伴う配布用の苗木

などの購入費であります。

13ページをお開きください。

3款1項7目障害福祉費、13節に97万円を計上いたしました。手話通訳者等派遣事業の利用回数の増加により不足が生じたためであります。

9目臨時福祉給付金費、19節に750万円を計上いたしました。臨時福祉給付金の追加分であります。

3款2項7目特定教育・保育施設費、19節に130万8千円を計上いたしました。障がい児受け入れに伴う補助金114万6千円と乳児および1歳児の入所増加に伴う補助金69万7千円であります。

14ページをお開きください。

4款3項1目簡易水道運営費、19節に299万3千円を計上いたしました。2組の水道組合への水道整備事業補助金であります。

28節に516万8千円を計上いたしました。簡易水道事業特別会計への繰出金であります。

15ページをご覧ください。

6款1項3目農業振興費、19節に311万4千円を計上いたしました。支援事業として大豆の脱莢機および脱粒機の購入補助金が111万4千円、鳥獣害の資機材補助金が200万円あります。

4目農業土木費、15節に2,600万円を計上いたしました。各区長からの要望に伴う土地改良施設整備事業費であります。

2項3目農林土木費、13節に500万円を計上いたしました。各林道の埋設土の撤去費用であります。

16ページをお開きください。

7款2項1目観光費、13節に500万円を計上いたしました。町長の行政報告の中でも触れられておりますが、身延山内野日総法主からの指定寄附により町内のサインシステム設置工事費であります。

8款2項1目道路橋梁維持費、15節に4千万円を計上いたしました。各区長からの要望に伴う道路橋梁維持管理工事費であります。

2目道路橋梁新設改良費、15節に1,500万円を計上いたしました。身延山内野日総法主からの指定寄附による町道昭和道路線改良舗装工事、ならびに防災道路として町道西村平線の改良舗装工事にかかる工事費であります。

18ページをお開きください。

11款1項3目林業施設災害復旧費、13節に50万円、15節に3千万円を計上いたしました。林道三石山線および富士見山線の災害復旧にかかる測量設計業務、ならびに工事費であります。

以上、議案第75号の説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

次に議案第76号の説明を求めます。

熊谷町民課長。

○町民課長（熊谷司君）

それでは議案第76号 平成29年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の詳

細説明をさせていただきます。

歳入から説明させていただきます。6ページをお開きください。

6款1項1目前期高齢者交付金7,776万円の減額につきましては、社会保険診療報酬支払基金からの交付決定によるものです。

10款1項1目一般会計繰入金25万5千円の増額につきましては歳出一般管理費、計算センター、国民健康保険システム負担金に充当するものです。

11款1項2目その他繰越金7,776万円の増額につきましては、平成28年度決算に伴う繰越金です。

次に歳出を説明いたします。7ページをご覧ください。

1款1項1目一般管理費25万5千円の増額につきましては、計算センター国民健康保険システム負担金です。これは国民健康保険の制度改正などに伴う国民健康保険業務システムの改修に対する峡南広域行政組合への負担金です。

2款1項1目の財源組み替えにつきましては、歳入でご説明いたしました交付金及び繰越金の補正予算に伴った財源充当によるものです。財源の内訳は、説明欄に記載されたものとなります。

以上で国民健康保険特別会計の補正予算の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

次に議案第77号の説明を求めます。

穂坂福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

議案第77号 平成29年度身延町介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明をいたします。

6ページをご覧ください。歳入から説明いたします。

9款繰越金に4,699万円を計上いたしました。前年度繰越金であります。

次に7ページの歳出について説明をいたします。

7款1項3目国庫支出金等償還金、23節償還金利子及び割引料の4,699万円ですが平成28年度の介護給付費および地域支援事業費の実績額確定に伴い、その財源として平成28年度中に受け入れ済みの国庫支出金等に超過交付が生じたため、これを返還するためのものであります。その内訳は説明欄に記載のとおりです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

次に議案第78号の説明を求めます。

埜村水道課長。

○水道課長（埜村公文君）

それでは議案第78号 平成29年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について詳細説明をさせていただきます。

6ページをお開きください。

5款1項1目簡易水道一般会計繰入金、2節の公債費繰入金につきましては公債費元金に充当するものであり85万8千円の増額補正であります。

3節の水道維持費繰入金につきましては、簡易水道管理費工事請負費に充てるための431万円の増額補正であります。

6款1項1目繰越金、1節の繰越金49万5千円の増額補正につきましては、平成28年度の繰越金であります。

次に歳出について説明させていただきます。7ページをお願いいたします。

1款1項1目簡易水道管理費、4節の共済費につきましては臨時職員の保険料18万4千円の増額補正であります。

7節の賃金につきましては、臨時職員の賃金116万9千円の増額補正であります。

15節の工事請負費につきましては上之平地内の国道300号、1号栈道橋の橋梁耐震工事に伴う送水管移設工事費431万円の増額補正であります。

2款2項1目簡易水道建設費につきましては13節委託料、大島簡易水道事業の設計測量委託445万1千円の増額補正。

15節工事請負費、大島簡易水道事業の配水管布設替え工事費445万1千円の減額補正であります。

3款1項1目元金につきましては、1款1項1目簡易水道管理費の増額補正により元金返済に充当予定していましたが一般財源85万8千円の減に伴う財源組み替えでございます。

以上で議案第78号詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

次に議案第79号の説明を求めます。

羽賀環境下水道課長。

○環境下水道課長（羽賀勝之君）

議案第79号 平成29年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について詳細説明をさせていただきます。

1款1項1目中富下水道事業分担金に40万円を計上いたしました。2件の新規加入があり2件分の加入分担金であります。

1款2項3目角打丸滝下水道事業分担金に60万円を計上いたしました。丸滝地内宅地造成地3区画分の加入分担金であります。

3款1項1目中富下水道事業一般会計繰入金に43万7千円を計上いたしました。中富下水道事業維持管理費への繰入金であります。

3款1項3目角打丸滝下水道事業一般会計繰入金を60万円減額いたしました。角打、丸滝下水道事業維持管理費へ加入分担金60万円を充当するため、一般会計繰入金の減額であります。

続いて歳出を説明いたします。7ページをお願いいたします。

1款2項1目中富下水道事業維持管理費に83万7千円を計上いたしました。新規加入者2件分の公共柵設置工事のための工事請負費であります。

1款2項3目角打丸滝下水道事業維持管理費へ60万円の加入分担金を充当し、一般会計繰入金60万円を減額する財源組み替えであります。

以上で議案第79号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

以上で町長の提案理由と担当課長の内容説明が終わりました。

お諮りします。

議題になっております認定第1号については、委員会条例第5条の規定により決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって認定第1号については決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置された決算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定により議長により指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会委員の選任については議長により指名します。

決算審査特別委員会委員の選任については、議長を除く全議員を指名します。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議長を除く全議員が決算審査特別委員会の委員になることに決定しました。

次に決算審査特別委員会の正副委員長は議長が指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会の正副委員長は議長により指名します。

委員長に広島法明君、副委員長に田中一泰君を指名します。

決算審査特別委員会での審査をよろしくお願いいたします。

以上をもちまして本日の議事日程は終了しました。

これをもちまして本日は散会とします。

大変ご苦労さまでした。

○議会事務局長（佐野勇夫君）

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時23分

平成 2 9 年

第 3 回身延町議会定例会

9 月 1 2 日

平成29年第3回身延町議会定例会(2日目)

平成29年9月12日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(13名)

| | | | | | |
|-----|----|----|-----|----|----|
| 1番 | 赤池 | 朗 | 2番 | 田中 | 一泰 |
| 3番 | 広島 | 法明 | 4番 | 柿島 | 良行 |
| 5番 | 芦澤 | 健拓 | 7番 | 河井 | 淳 |
| 8番 | 福與 | 三郎 | 9番 | 草間 | 天子 |
| 10番 | 川口 | 福三 | 11番 | 渡辺 | 文子 |
| 12番 | 伊藤 | 文雄 | 13番 | 深澤 | 勝 |
| 14番 | 野島 | 俊博 | | | |

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（佐野勇夫君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（野島俊博君）

冒頭ですが広報編集委員会委員長 赤池委員長より広報の写真撮影のためカメラの設置の要望がありましたので、これを許可します。

それでは、本日は大変ご苦労さまです。

出席議員が定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第2号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として、地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、先の会議で一覧表として配布したとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 一般質問。

通告の1番、深澤勝君の一般質問を行います。

深澤勝君の質問を許します。

登壇してください。

深澤勝君。

○13番議員（深澤勝君）

私は身延町議会議員として最後の一般質問であります。したがって、これまでの質問の総括的な思いも含めて通告に基づき一般質問を行います。

最初に学校施設整備計画策定業務委託の執行状況と、その業務内容等についてお伺いをいたします。

町立学校施設整備計画策定業務費が教育総務費の委託料として1,508万8千円、29年度当初予算に計上され、当然、議決がなされているところでございます。そこでこの業務委託をいつどのような方法で執行されたのか、また業者名と契約金額等についてお伺いするとともに工期についてもお尋ねをいたします。

○議長（野島俊博君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

お答えをさせていただきます。

教育委員会にいくつかの質問が出ております。議員さんの指名は教育長ということでご指名をいただいております。答弁につきましては、まず事務的な内容、あるいは業務的な内容につきましては学校教育課長のほうから答弁をさせていただきますので、よろしくお伺いをいたし

ます。

○議長（野島俊博君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えします。

当該業務につきましては、一般的な入札によらず総合的な判断により業者を決定するプロポーザル方式を採用することとし、庁内にプロポーザル評価委員会を設置し指名型プロポーザル方式により、これまでの業務実績、本業務に関する社内体制や企画提案の内容、見積もり額等をもとに書類審査とヒアリング審査を行い、受託候補者を特定し随意契約にて7月13日付けで契約を締結いたしました。

受託者は株式会社長大 山梨事務所。契約額は1,422万3,600円。履行期間は平成29年7月14日から平成30年3月15日となっております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

深澤勝君。

○13番議員（深澤勝君）

今、答弁の中でプロポーザル方式で業者を決定されたという説明がございました。一般的な入札とどのような違いとメリットは何であるのか、お伺いします。

○議長（野島俊博君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えします。

プロポーザル方式につきましては、業務の実施について一定の条件を満たす提案者から実施方法、実施体制等の提案を受け当該提案の審査および評価を行い、当該業務の履行に最も適した受託候補者を特定することが可能となります。

本業務におきましては、身延町学校教育課として策定しました仕様書に基づき最も適正に業務が行われる可能性がある業者に発注をしたいことから、単なる価格のみの競争によらずプロポーザル方式を採用いたしました。

以上です。

○議長（野島俊博君）

深澤勝君。

○13番議員（深澤勝君）

執行日は7月13日とのことですが、年度当初から約3カ月半ほど経過しての執行であります。委託業務内容と十二分精査し検討されての執行であるかと思われま。

一方、遠距離通学を余儀なくされている中学生、ならびにそのご父兄の皆さまは一日も早い対策を切望され、これらの業務成果をもとに町の中央付近に中学校が実現されることに大きな期待を寄せているとともに、またそう信じていることと思います。

そこで特に久那土小学校、下部小学校、西嶋小学校の27年度および28年度の卒業生がそれぞれ何人中何人の生徒が町立身延中学校に入学されているのかお示してください。

○議長（野島俊博君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えします。

平成27年度の卒業生では久那土小学校から4名中3名が、下部小学校から8名中7名が、西島小学校からは10名中7名が身延中学校へ入学いたしました。平成28年度の卒業生では久那土小学校から6名中1名、下部小学校から5名中4名、西島小学校から14名中12名が身延中学校へ入学しております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

深澤勝君。

○13番議員（深澤勝君）

今、答弁にありましたとおり27年度の3小学校の生徒の入学状況は卒業生22人中17人、約77%の生徒が身延町立身延中学校へ入学されました。また28年度におきましては3小学校合わせて卒業生25人中17名、約68%の生徒が身延中学校への入学であります。さまざまな事情によることと思いますが、開校した初年度より2年目の入学者が約10%減少しており非常に厳しい状況であります。このような現実を見聞きしたとき、私は不自然極まりなく残念に思えてなりません。教育行政のさらなる努力が求められます。教育長はこの実態をどう捉えているのか、またこれらの解消に向けてお考えをお伺いします。

○議長（野島俊博君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

お答えをさせていただきます。

今、議員さんがおっしゃられましたように生徒の就学先につきましてはいろいろな状況が出ております。生徒自身が将来の目的を達成するために就学する学校として私立校などへも、また選択肢を広げるという状況も出ておりますことをまずご理解をいただきたいと思っております。これにつきましてもできるだけの応援をしたいと思っております。

しかし、お話のように中学校の統合を機会に町外の学校へ区域外就学をする生徒がいるということに関しましては、私としても誠に残念な思いでございます。身延町教育委員会といたしましては、1人でも多くの児童生徒に身延中学校での就学を選択をしてもらえるように引き続き学校教育設備や機材の整備、また教員の指導力の向上、教育にかかる保護者負担の軽減など教育環境の充実に努めて魅力ある学校づくりを推進していこうと思っております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

深澤勝君。

○13番議員（深澤勝君）

私は早期に解決してほしいという思いでいっぱいでございます。

なお、六郷中学校への入学許可書等の要請文書の中で町の中央に中学校ができるまでの期間、町外への入学を許可されたいとしているため、一日も早い具体的対策を示されたいことを申し上げまして次の質問に移ります。

今まで教育長が議会答弁および教育方針等で述べられた内容をまず確認をさせていただきます。28年12月議会で町の中央に中学校を建設すべきであるとの議会からの意見書の扱いについての質問に対し29年度から学校施設整備計画に着手、町の中央付近に建設する方向で検討する方針を全会一致で決定されたとの答弁がなされました。非常に重い答弁と受け止めております。さらに29年3月議会、予算特別委員会においても学校施設整備計画策定業務費を計上して建物の老朽化調査、基本計画策定業務、軟弱地盤解析業務、高度安全性確認業務を行い、その計画の中で中央に建設する方向で検討するとしております。

しかし、この業務委託の内容を見ますと建物の老朽化、高度安全の確認、軟弱地盤解析調査等々で既存の校舎の確認調査業務であると思えてなりません。町の中央に建設する計画にどのようなつながるのか心配されます。

そこで学校建設に向けた委託業務内容は何を示され、その成果として何を求めて中学校建設の検討資料とするのかお伺いをいたします。

○議長（野島俊博君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えします。

身延中学校の校舎を町の中央付近に建設する場合には、生徒数の推移や居住分布などの基礎検討を踏まえた上で中学校の新しい校舎として必要となる施設の概要、規模の算定を行い移転候補地の選定および配置計画案の検討を行います。

成果物といたしましては施設整備基本方針を踏まえた施設別の基本計画、施設整備年次計画を策定予定となっております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

深澤勝君。

○13番議員（深澤勝君）

以前に教育長からご説明をいただいた内容と大きく前進をしているように感じました。学校施設の規模等も含めて適正な学校施設を検討されるということで、ぜひ前に進めていただきたいと思います。

これらの成果を踏まえ中学校建設に向けた方向性をできる限り早い時期に示すべきと思います。当整備計画の工期は来年3月としております。これらの成果を踏まえて新校舎建設に向けての調査費と関係予算の確保に努められ、隣り町の中学校に通学している状況を一日も早く解消することが将来的な人間づくりの原点であると思われれます。全力投球で取り組まれることを強くお願いを申し上げまして次の質問に移ります。

次に町民の命を守る観点から私はこれまで数回にわたり、胃がんの原因とされるピロリ菌検査について質問をしてきたところであります。本年3月議会における質問に対し答弁が噛み合っていない状況から町民の皆さんが誤解を招く恐れがありますので、3月議会の一般質問を振り返りながらお尋ねをいたします。

胃がんとピロリ菌の相対関係につきましてはすでにご承知のとおりであり、多くは申し上げませんが、ただひとつ胃がんの原因の約8割はピロリ菌の慢性的な感染者であるとしております。そこで私は3月議会において胃がんの原因とされるピロリ菌に感染しているのかどうかの

感染検査の推進に向けて考えをお伺いしたところであります。しかし答弁はすでにピロリ菌の感染者であることを前提として、主に除菌、菌を取り除くのに対する考えを答弁なされておりました。例えば健康保険の適用とか副作用の発症とか、さらには積極的な除菌は無用の害を与える恐れがある等々の答弁であったと思います。町民の皆さんはピロリ菌の感染検査がこのような大きなリスクがあるのかと誤解を招く恐れがあります。このため理解を深めていただくため、胃がんの早期発見につなげるために次の3点についてお伺いします。

1点目はピロリ菌感染の検査方法、2点目につきましては病院により料金が異なると思いますがピロリ菌感染検査料金のおおむねの目安、3点目は近隣の検査可能な病院名等をお尋ねいたします。

○議長（野島俊博君）

穂坂福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

ピロリ菌感染検査の方法について、山梨県が作成した除菌治療費助成制度のリーフレットの記述に基づいてお答えします。

まず胃カメラを使った方法としては3種類あります。胃の粘膜を採取して行う方法ですが1つ目は迅速ウレアーゼ試験といってピロリ菌の持つウレアーゼという酵素の有無で診断するものです。2つ目は鏡検法といって顕微鏡で観察しピロリ菌がいるか調べる方法です。3つ目は培養法といって培養してピロリ菌が存在しているかを調べるものです。

次に胃カメラ検査によらない方法ですが、これも3種類あります。1つ目は抗体検査といって血液や尿中のピロリ菌に対する抗体の濃度から診断する方法です。2つ目は尿素呼気試験といって検査薬を飲む前後で息を採取し比較することで診断をします。3つ目は便中抗原測定といって便中に存在するピロリ菌の抗原の有無を調べる方法です。

次にピロリ菌感染検査料金のおおむねの目安についてのお尋ねです。

いくつか医療機関へ問い合わせたところ尿素呼気試験、もしくは血液抗体検査の方法を扱っているとのことでありました。料金につきましては医療機関で若干異なりますが、尿素呼気試験の場合6千円から8,500円ほど、血液抗体検査の場合6千円前後でありました。

次に近隣の検査可能な病院についてのお尋ねですが町内では飯富病院、身延山病院、しもべ病院の3病院です。また近いところで六郷の磯野医院、高橋医院も検査が可能であります。

以上です。

○議長（野島俊博君）

深澤勝君。

○13番議員（深澤勝君）

今、答弁をいただきましたが、すでに多くの自治体が感染検査を積極的に実施しております。その中の主に血液検査による検査が主流かと思えます。この血液検査はピロリ菌と胃の粘膜の萎縮度を調べることができるため胃がんの予防、早期発見につながるとされております。したがって、ピロリ菌感染検査は血液検査が主流であるため副作用とか無用の害とか心配することはないわけで安心して感染検査を受診できるような対策を講ずるとともに大切な命を守るため普及啓発に一層の努力を期待するところであります。

また前立腺がん対策においても、すでに町民集団検診により血液検査を実施、早期発見に努められていることからピロリ菌検査も早期に血液検査等で実施することを望むところであります。

す。

なお、ピロリ菌除菌に対する町当局の考えは副作用とか積極的な除菌は無用の害を与える恐れがある等々の答弁内容からして私には除菌に対し否定的な考えであると受け止められます。しかし山梨県においてはこのピロリ菌の除菌に補助金制度を創設し実施しており、胃がんリスクの低減に向けリーフレット等を作成、積極的な取り組みがされている中で県の方策と町の考えに整合性を感じられません。この点についての所感をお伺いします。

○議長（野島俊博君）

穂坂福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

今年の3月議会の答弁では佐賀県での中学3年生を対象とした取り組みの例を紹介する一方、除菌治療に伴う副作用についての専門家の指摘を引用しました。

深澤議員の感染検査に対する助成をというご提言に対し、感染検査後の除菌治療の副作用の問題になぜ触れたかと申しますと町が感染検査に対し公費を投入する以上、検査して終わりではなく、その後の精密健康診査等への対応も課題となると考えたからであります。平成27年12月議会での深澤議員の一般質問に対しお答えしたとおり、国ではピロリ菌抗体検査が死亡率減少効果を示す証拠が十分でないとして、がん検診の検査項目に取り入れるかどうか引き続き検証するとしております。ピロリ菌が胃がん発生の要因の1つであることは分かっていますが健康な人でも除菌による胃がん予防効果があるのかも研究の段階ではっきりしていません。また除菌による逆流性食道炎や食道がんなどとの関係も明確になっておらず、町として確信を持って対応することができないという事情もあり、今年3月議会での答弁内容となったところであります。

現在、町では胃がん対策として国の指針に基づき予防の観点も含めて胃がん検診を実施しているわけですが、検診により胃に異常が発見され、町として要精検者に対し積極的に受診勧奨し、その方が病院受診し内視鏡検査がされ医師が必要と判断されるとピロリ菌検査を実施し陽性であれば医療保険適応で除菌治療が施される。このように検診から治療へつなげる取り組みを行っておりまして、県の助成制度が対象とする医療保険適応によるピロリ菌の除菌治療へつなげるものと考えております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

深澤勝君。

○13番議員（深澤勝君）

ただいま細かいご説明をいただきました。しかしピロリ菌の検査、そのあとの手当をどうするかということまでお考えのようでございますけども、除菌に対しては県の施策で実行しているわけですから、その前段として町でピロリ菌の保菌者であるかどうか、その検査の推進をしていただきたいと願うところでございます。県の施策は大切な命を守るとともに医療費の抑制による健康保険税の軽減に向けた取り組みであると思われまます。県の施策を積極的に推進すべきであるをお願いをし、次の質問に移らせていただきます。

次に有害鳥獣被害の現状と対策強化について伺います。

ご承知のとおり有害鳥獣の被害は行政の積極的な対策もむなしく被害は拡大傾向にあり、残念なことに耕作放棄地も多く見受けられる状況であります。そこで有害鳥獣による主な作物の

被害の実態および全体的に被害は拡大していると思われませんが、町当局はどのように捉えているのか併せてお伺いをいたします。

○議長（野島俊博君）

望月産業課長。

○産業課長（望月真人君）

お答えします。

有害鳥獣による被害調査につきましては、住民からの情報や被害時の聞き取り調査等により随時状況把握に努めております。そのような中で本町では有害鳥獣による農作物被害額は近年800万円前後で推移しており被害額の大きい順に豆類、野菜、稲、果樹となっております。進入防止柵が整備されている地域では被害が若干軽減されており、町全体としての被害は横ばい傾向ですが進入防止柵が整備されていない地域では被害が慢性化しつつあります。鳥獣被害は営農意欲の減退、耕作放棄等、被害額として数字に表れる以上に本町に深刻な影響を及ぼしております。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

深澤勝君。

○13番議員（深澤勝君）

被害の正確な実態を把握していない状況と理解をいたします。そのため十分な対策強化が心配されます。特に集落全体に防護柵を設置している農地にあってもサル、イノシシ等の被害は多く安心して耕作できる状況ではないと聞き及んでおります。したがって、現状の有害鳥獣対策では5年後10年後にはどうなるのか大変心配であり、想像もしかねる重大な課題と位置づける必要性を強く感じております。

なお、猟友会の皆様のご協力により28年度の有害鳥獣捕獲頭数はサルは前年度より51頭多い145頭、イノシシは9頭少ない91頭、シカは108頭多い486頭でサルおよびシカは前年度より多い捕獲量であります。しかし現状の捕獲状況では個体数は減少しているとは思えず逆に増えているものと見受けられますが、これらの状況について町当局の見解を伺います。

○議長（野島俊博君）

望月産業課長。

○産業課長（望月真人君）

お答えします。

有害鳥獣の個体数の調査は実施しておりませんが、環境省の調査によりますと平成に入ってから今までシカは約10倍、イノシシは約3倍に増えたとのことです。本町でも作物の被害状況や住民の聞き取り調査等から同様に増えたと推測されます。またサルについては個体数の推定指標が確立されていないため増減の判断は難しいのですが、群れの人なれが進み被害をもたらす群れは確実に増加していると考えられます。有害鳥獣による被害防止のため、その絶対数を減らすことは喫緊の課題と認識しております。今まで鳥獣被害防止特別措置法に基づき身延町鳥獣被害防止計画を作成し、さまざまな施策を講じてきました。今後はサルの集団捕獲檻や捕獲以外にも周辺環境の改善等、被害対策を複合的に行い被害軽減を目指していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

深澤勝君。

○13番議員（深澤勝君）

細部にわたり調査することは不可能かと思いますが、私の住んでいる国道沿いのすぐ裏山では夕方から夜にかけてシカの鳴き声やイノシシの子どもが全体で飛び回っている状況は10年ほど前は想像もできませんでした。各地域の状況を見聞きしたとき個体数は増えているものと思われる。したがって捕獲数より繁殖する頭数が多いためと判断せざるを得ません。そこでいかに捕獲頭数を増やす環境を整えることが重要な課題であり、その手段を講ずることが必要不可欠と思われます。

例えば捕獲してもあとの始末や処理に大変な労力と時間を要するため、特にシカの捕獲は敬遠されるといわれております。これらの対策として隣り町の早川町にあるジビエの処理施設利用の可能性および昨年9月議会で質問された峡南衛生組合での無料処理について検討するとの答弁からその後の検討状況について併せてお伺いをいたします。

○議長（野島俊博君）

望月産業課長。

○産業課長（望月真人君）

お答えします。

早川町ジビエ処理加工施設につきましては、平成26年より早川町の指定管理により株式会社YAMATOさんがジビエの精肉加工・販売を行っております。今まで早川町内の野生鳥獣の引き取りが主でしたが、今秋から他町からの引き取りも開始するとのこと。生きたままでの引き取り等、条件はありますが捕獲活動の負担軽減のため猟友会と情報を共有し活用について協議していきたいと考えております。

なお、捕獲後の処理費につきましては、今まで議会答弁の中で有害鳥獣捕獲奨励金に含まれているものとして猟友会と協議をする中で支給すると答弁しております。有害鳥獣の処理につきましては再度、猟友会に確認したところ大半が自家処理か埋設をしているそうです。今後はジビエの活用も含めて捕獲処理方法については、猟友会と協議をしながらより効率的な捕獲を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

深澤勝君。

○13番議員（深澤勝君）

今の答弁の中で、今年の秋から早川町にありますジビエの処理で受け取りを開始するという答弁でございましたけども、それらの条件についてももう少し詳しくご説明いただけますか。

○議長（野島俊博君）

望月産業課長。

○産業課長（望月真人君）

お答えします。

早川町ジビエ処理加工施設につきましては、早川町草塩にございます。引き取り条件といたしまして先ほど申し上げたとおり生きている状態が条件となります。

なお、引き取りにつきましては早川町内は無料ですが、早川町外につきましては引き取り料金が発生いたします。早川町外30キロ未満ですと1頭につき500円。30キロ以上40キロ未満につきましては1千円。以後10キロ毎に500円となります。

なお本庁、身延・下部両支所から早川町草塩処理施設までおおむね約20キロです。ですから本町ではおおむね30キロ未満ということになり500円の引き取り料金が発生すると思われます。

なお、買い取り価格につきましては時期や個体の状況によっても変動しますが、参考価格といたしましてシカについては3千円から5千円、1頭でございます。イノシシにつきましては5千円から1万円となっております。本庁付近でシカを引き取っていただいた場合、仮に3千円で買い取っていただいた場合については、引き取り料金500円を差し引きまして2,500円の収入になるかと思えます。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

深澤勝君。

○13番議員（深澤勝君）

細かい説明をありがとうございました。いずれにいたしましても生きたままというのがネックになるかと思えますけども、処理費がおおむね500円、引き取り料も入ってくるという状況かと思えます。いずれにいたしましても、これらを利用できるような、それぞれの猟友会、3つあるようですけども、一本になるような努力をされて、特にこのジビエの処理についてきちっと情報を共有できるような、そういう体制を整えて捕獲の条件整備の1つの大きなメリットとなるような方向で検討をしていただきたいと思います。

以上で次の質問に移ります。

最後の質問であります。AED、自動体外式除細動器の設置状況に関わる質問であります。

AEDの設置状況を見ますと積極的に増設されております。2016年8月には新たに18カ所の施設に設置され、19基であったAEDが現在は49基となり充実が図られたところであります。設置されている周辺地域の住民はいざというときに非常に心強い環境にあるとしております。また広報みのぶ144号ではAEDで助かった命はたくさんあるとし、心肺停止で倒れた人がいたときは心臓マッサージ、人工呼吸と同時にAEDを積極的に使用されるよう呼びかけられております。

なお、町のホームページで設置場所が示されておりますが、公の施設が多い地域には人が集まる等の観点から多くのAEDが設置されております。例えば役場のある切石地区の1集落では7カ所の施設に設置されており、比較的国道周辺等、平坦地域に多くのAEDが設置されている現状と思われます。一方、山付き集落を見ますと非常に少ない設置状況である。これらの地域は救急車両の到着にも多くの時間を要します。このような地域こそ特に必要であるはずで、同じ命であります。バランスの取れた設置を求めるとともに、すでに設置してある施設および廃校となった学校等も含め再度検討され、山付き集落への設置の必要性についてお考えを伺います。

○議長（野島俊博君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

お答えをさせていただきます。

AEDの設置につきましては、万一の事態が発生した際に応急手当による救急体制の充実を図るため町内各公共施設に設置し、それぞれの担当課で管理をしております。平成27年第2回定例会でのご質問の際には保育所、小中学校、その他町管理の公共施設などに33基が設置してあるとお答えをいたしました。平成28年に総合戦略に基づき安心・安全に暮らせる環境づくりの推進のため大須成、曙など山間集落も含め各地区の分館、社会体育施設および観光施設などへ20基を増設いたしました。この増設をいたしましたので現在は53基が設置をしております。さらなる山間集落への設置につきましては担当課、施設管理者等と今後、検討をしてみたいと思います。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

深澤勝君。

○13番議員（深澤勝君）

多くのAEDを設置されて、町民の皆さんは安心しているところだと思われ。しかしながら先ほど申し上げましたように山間地域、山付き集落の設置数が非常に少ない。それぞれ町で管理している公共的な施設もあるかと思えますけれども集落で管理している集会所、これらも含めて検討させていただきたい。各集落、平等にきめ細かな対応を検討されますことを願います。質問を終わります。いずれにいたしましても町民をど真ん中に据えた行政運営であることを切にお願いをいたしまして終わります。

○議長（野島俊博君）

深澤勝君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩としますが、町長より報告したい旨の依頼がありましたので、ここで皆さまにはしばらくの間、着席をお願い申し上げます。

総務課長、お願いします。

○総務課長（笠井祥一君）

申し訳ございません、貴重なお時間をいただきまして報告のほうをさせていただきたいと思っております。

すでにご存じかと思いますが、本日8時23分に三沢の平松地区の高野さんの倉庫から出火いたしました。火災が発生したということでございましたけれども、広域消防本部のポンプ車が現地に到着した際には、地元の方の初期消火によりましてすでに鎮圧状態だったということでございましたので、ご報告のほうをさせていただきたいと思っております。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（野島俊博君）

町長、よろしいですか。

（はい。の声）

議員各位にはどうもありがとうございました。

それでは暫時休憩とします。

再開は9時55分をお願いいたします。

休憩 午前 9時40分

再開 午前 9時55分

○議長（野島俊博君）

再開します。

次は通告の2番、芦澤健拓君の一般質問を行います。

芦澤健拓君の質問を許します。

登壇してください。

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

通告に従って質問を行います。

これが最後の一般質問になるかも分かりませんので、しっかりと質問したいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

平成16年9月に3町が合併して新身延町が発足し以来13年が経過しました。この13年間に本町でも人口減少、高齢化、少子化が進行し大変悲惨な状況になっているわけですが、その中でも下部地区は最も進行度合いが大きく、昨年までに進められた小中学校統廃合で学校が1校もなくなってしまったということから下部地区の町民はますます元気をなくしています。

下部地区切房木のご出身で久那土小中学校を卒業された町長にこのまま下部地区を放置することがないようにという願いを込めまして、下部地区復興計画というタイトルでいくつか質問を行います。

はじめに旧下部町民の悲願ともいべき三沢市之瀬トンネルについてお聞きします。

西八代縦貫道とか単に縦貫道と呼ばれている市川大門下部身延線、県道9号線の車田橋から北川橋までのわずか4キロメートルの間に29カ所ものカーブがあり、冬の峠道は大変危険な道になります。凍結した道、雪降り後の道はカーブが多いこともあり、たいていの人がスリップしたり、側溝に落ちたりした経験があるはずで、雪の道でトラックの荷台と山の間に挟まれて命が危ぶまれたような状況の中で目が見えなくなったという私の友人もございます。初心者マークを付けた、特に女性の人には危険な道で雪降り後、凍結した道でなくても側溝に落ちたりしている方がいらっしゃいます。

こんな危険な道ですけれども旧下部町は富里村、久那土村、古関村の3つの村ができておりましたけれども、それぞれの地域の交通手段にいろいろな不都合な点があるために発展性を欠いていました。特に多くの富里村の人たちは甲府方面に生活の糧を求めていたので嫌でもこの県道9号線を利用せざるを得なかったわけです。私も15年間、この道を利用して石和の会社に通ってましたので身をもってこの道の危険性を知っております。

町民の安全・安心を守るというのが町の使命であると思っておりますけれども、切房木ご出身で西八代縦貫道を利用されたことはあまりない町長ではございますけれども、三沢市之瀬トンネルについて、今まではそれほど関心がなかったことだと思っておりますが、このトンネルについてどのようなご見解をお持ちなのか、率直なお考えをお聞きします。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

お答えいたします。

私も母の実家が上之平ということもありまして、県道9号線につきましてはこれまでも頻繁に利用させていただいております。芦澤議員のおっしゃるとおり本路線は急カーブが多く冬季には路面凍結するなど議員と共通の認識であります。旧下部町時代からの懸案である三沢市之瀬間バイパスは平成元年9月、西八代郡下5カ町村により西八代郡を縦断する県道市川大門下部身延線の道路整備をメインの目的に西八代縦貫道路整備促進期成同盟会が設立され、合併後は市川三郷町との2町での構成となり、県および関係機関への要望活動等を行ってまいりました。その間、県は市川大門バイパス、新割石トンネル、黒沢バイパス等、快適な道路整備が進められてきたところであります。

未整備区間であります三沢市之瀬間バイパス構想は平成11年度から平成18年度までの間、各種の調査を進めてきたところでありますが残念ながら整備計画までには至っておりません。この間、並行して中部横断自動車道は平成18年2月に富沢六郷間が無料で利用できる新直轄方式に決定したところであります。平成元年当時からの道路事情が中部横断自動車道整備計画の決定、また本年3月には六郷増穂間が開通するなど大幅に変化してきたところでもあります。三沢市之瀬間バイパスにつきましては、町の活性化に寄与するとともに大規模災害時の緊急輸送路に対応できるものと考え、今後も引き続き県に検討していただけるよう要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

芦澤健拓君。

○5番議員（芦澤健拓君）

大変、前向きなご答弁をいただきまして、これからも本当にこの道のバイパスの開削についてご検討いただきたいと思っております。

何年か前に三沢市之瀬トンネルについて当時の県道整備部の課長さんたちにお聞きしたところでは工事費40億円に対して費用対効果、B/Cは0.4なので無理だというふうに言われました。先日、地元の皆さんと町政の現状について話し合う機会があり、このことを話したところ出席していた県職員OBの人からその後の道路事情、経済状況、人口減少などの状況やトンネル掘削費用の削減等から費用対効果の計算根拠も変化しているのではないかというふうに言われました。公共事業の費用対効果につきましては、国交省道路局が出している公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針という大変複雑な計算式によって算出されることになっておりますけれども、今の経済状況を考えると都会も田舎も一律に費用対効果を計算するというのは大変無理があるように思われます。どこまでいっても田舎の公共事業の費用対効果は1に近づくことはないのではないのでしょうか。

そこでお聞きしますが中富インターと52号線等を結ぶ仮称、中富橋の建設費用は60億円とも言われておりますけれども費用対効果は1を超えていたのでしょうか。そんなことができるわけないと言われそうですけれども、もし可能であるならばこの仮称、中富橋と三沢市之瀬トンネルの費用対効果を改めて県道整備部にお問い合わせいただきたいと思っておりますけれどもいかがでしょうか。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

芦澤議員の通告では私への質問となっておりますけれども、この件につきましては建設課長が答弁をいたします。よろしくをお願いします。

○議長（野島俊博君）

水上建設課長。

○建設課長（水上武正君）

費用対効果等の検証にあつては道路計画全体の検証を行うため、芦澤議員の質問にあります仮称、中富橋のみの事業費および費用対効果につきましては公表されておりません。中富インターチェンジおよび中富インターチェンジのアクセス道路につきましては平成25年度公表、県の公共事業評価調書によりますと総事業費約60億円、経済の効率性、いわゆる費用対効果は1.5倍となり、国の基準1.0を超えております。地域の活性化、観光振興および災害時の避難等に寄与するなど公共性が高いと評価され現在、事業が進められております。

また三沢市之瀬間バイパスにつきましては、整備促進に向け要望してきているところではありますが、費用対効果等の検証も含め今後も引き続き道路整備に向け要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

芦澤健拓君。

○5番議員（芦澤健拓君）

そうですか、60億円の1.5倍というと90億円というような経済効果があるというふうにみられていると。ちょっと私たちの想像を超える数字だと思いますけれども三沢市之瀬トンネルと比べると全然、費用対効果が違うということで、このへん非常に難しい事業だと思いますけれども、今後もぜひ取り組んでいただいて、それこそ町民の安心・安全を図るような道路にしていきたいと思っております。

富士川左岸の下部が富士川右岸の中富・身延と合併したことに現在の格差の原因があるのではないかという指摘をする人もおります。下部と中富・身延とは古来、東河内と西河内という地域に分かれており、下部は身延線と県道9号線を利用して六郷、市川大門、三珠の西八代郡を經由して甲府経済圏につながっていた。中富・身延は国道52号線が主要道路で甲府へ行くのにもわざわざ身延線の駅まで移動してから通勤・通学してきた人もいるという話を聞いておりますけれども、そのように経済や文化がまったく異なっていた3つの地域がこの合併で一緒になったわけです。小泉元首相が半ば強引に推し進めた平成の大合併そのものに問題があったのではないかというふうな指摘もあります。

そんな中で三沢市之瀬トンネルがもっと早く実現していれば下部はこんな惨状を示すことがなかった。旧下部町全体がもっと一体感をもってこられたと。人口減少、少子化、高齢化にも歯止めがかかっていた。学校統廃合ももっと違う形になっていたというふうに旧下部の下部地区の人たちは考えております。

町長に三沢市之瀬バイパスの実現を図って下部地区の再生をもう一度実現していただけるようお願いするところではありますが、町長の思いを再度お聞きいたします。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

お答えしたいと思います。

身延町全域の発展を目指すのは私の責務だと思っております。その中でもこの質問にありますとおり三沢市之瀬バイパス、これにつきましては下部地区の発展に寄与する道路だということとは私も認識しておりますので、今後、山梨県道路整備計画にしっかり盛り込んでいただけるようにこれまで同様、引き続き要望してまいりたいと考えております。

○議長（野島俊博君）

芦澤健拓君。

○5番議員（芦澤健拓君）

ぜひよろしくお願ひいたします。2番目の質問に移ります。

下部小中学校、久那土小中学校が廃校になってこの校舎の活用と災害時の避難場所ということについてお願ひいたします。

現在、身延地区では株式会社レクラみのぶが旧豊岡小を、中富地区では旧静川小を静川村夢の再生プロジェクトという事業で利用しています。旧中富中は株式会社サイトテック、ドローンの会社ですけれどもこちらが利用しています。旧原小はあけぼの大豆六次産業化拠点施設として地方創生の総合戦略の中で事業化することになっており、4つの学校が利用されている状況です。

先ほどから申し上げておりますように下部の小中学校、久那土小中学校、4つの学校が廃校になって下部地区は非常に元気をなくしております。その中でも特になんの廃校活用策も示されていないということがまた大きな問題になってきております。これについて町では何か方策を考えているのかどうか。以前から町は廃校の利用については、地域の意向を尊重して決めるという方針のようですが、下部地区の地域住民の意向を聞くとか意見をまとめるというようなことをやっているのでしょうか。

以前、金山博物館の谷口前館長がご存命のころに下部小中学校に3人の横浜市議会議員をお招きして校舎その他をご案内し、横浜市として何か利用してもらうことはできないかという相談をしたことがあります。

そのときの横浜市議の回答は横浜市としては無理かもしれないが、戸塚区とか保土ヶ谷区とかそういう区の単位で使用することは可能かもしれないというふうに言われました。その後、この方たちとは特に接触を持っておりませんが、努力すればなんらかの方策はありそうだというふうに感じました。町として何か方策を用意しているのかどうか、その点についてお聞きします。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

校舎の活用につきまして通告では4件いただいております、そのうちの2件が私宛ての質問でございますけれども、この2件については政策室長のほうで回答させていただきますのでよろしくお願ひします。

○議長（野島俊博君）

遠藤政策室長。

○政策室長（遠藤基君）

お答えいたします。

芦澤議員の申されるとおり現在、空き校舎になった校舎で利活用されているのは旧豊岡小学校、旧静川小学校、旧中富中学校、旧原小学校の4校であります。これらは農業法人や企業、または地域の有志で組織された団体に賃貸したり、行政財産として学校施設から農業生産施設へ移管し利活用されたところであります。さらに平成30年3月に閉校となる大河内小学校の利活用につきましては、すでに地元地域から閉校後の用途について町に要望がされているところであります。

ご質問の下部地区小中学校の空き校舎利活用の現状について申し上げますと下部地区小中学校につきましては、いくつかの企業等から校舎の状況等についての問い合わせがありました。協議の結果、契約には至っておりません。また町では総合戦略による福祉介護事業の創出としてCCRCを推進し、空き校舎等を活用した福祉サービスによる移住定住の促進とする方針に基づき本年度、福祉保健課を所管とする身延町CCRC研究会を設置することとし身延町版CCRCのあり方や事業展開の手法等を調査・研究して、町長にご提言いただくこととしております。

いずれにしましても下部地区の空き校舎利活用につきましては今後、地域の意向をまとめるために地元住民を含めた仮称、空き校舎利活用検討委員会等の設置も視野に入れまして鋭意検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

芦澤健拓君。

○5番議員（芦澤健拓君）

今お話のCCRCにつきましては、私たちも総合戦略策定会議の中で話をしたことがありますがけれども、そういう利用の仕方、あるいは福祉学校の校舎として利用してもらえないかということも考えておりました。今お聞きしたとおり下部地区のそういう協議会のようなものを設置していただくということを私たちも希望しておりますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

下部地区での町民との懇談会でもこの点について聞かれましたけれども、当時は町からなんの方策も指針も示されておりましたので、われわれ議員としては答えようがありませんでした。学校統廃合の断行によって学校をすべて失った旧下部地区の将来に対する責任は町にあることは明らかであると思います。なんの方針も決めないままに4つの学校を廃校にした責任は一体誰が負うのでしょうか。そういう疑問を持っている町民もかなり多いと思います。町は速やかに校舎や体育館の活用方針を示すべきであると思います。町長にお聞きします。

○議長（野島俊博君）

遠藤政策室長。

○政策室長（遠藤基君）

お答えいたします。

これは繰り返しの答弁となりますが、空き校舎等の利活用等につきましては地元地域の意向

等に留意をいたしまして検討を重ね、早急に活用方針を示していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

芦澤健拓君。

○5番議員（芦澤健拓君）

次に廃校になった校舎、体育館、グラウンドは教育財産から普通財産に移管され学校教育課から財政課に移管されているはずですが、施設の貸し出しについての権限はどこにあるのかについてお聞きします。

学校周辺の住民は体育館やグラウンドをいろんな行事に利用したいと考えていますが、どこに施設の貸し出しを申し込んでよいのか困っています。先日も学校のグラウンドを借りたいという団体が本来の貸出受付である生涯学習課に行っても分からないということで困っているということがあります。学校の外から見るとエアコンの室外機が処分されずに置いてあったり照明と校旗・国旗を掲揚したポールなどもそのままになっています。エアコンの室外機があるということはエアコンもそのまま残っているのかどうか。その点についてもなんらかの処分と管理が必要であると思いますけれども、いかがでしょうか。

以上の校舎、体育館、グラウンド、それからいろんな設備についてどのような取り扱いになっているのか明らかにしていただきたいと思います。

○議長（野島俊博君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えさせていただきます。

閉校いたしました学校の施設のうち用途廃止、または所管替えが済んでいない施設につきましては現在でも教育委員会が管理を行っております。そのうち旧久那土小学校および旧下部小学校の校舎、校庭、プールにつきましては学校教育課が、両校の屋内運動場につきましては生涯学習課が管理を行っております。

旧久那土小学校および旧下部小学校の校庭につきましても、利用に関しましては閉校前と同じように生涯学習課へご相談をしていただきたいと思います。

ご指摘のありましたエアコンや国旗掲揚ポール等につきましては、空き校舎の利活用方針が決まるまでの間は現状のまま存置する予定です。

以上です。

○議長（野島俊博君）

芦澤健拓君。

○5番議員（芦澤健拓君）

すみません、ちょっと迷ったのはなんか三段階で答弁があるような話を聞いておりましたのでちょっと今、迷ってしまいました。

この今の話で一部は学校教育課、それから一部は生涯学習課ということでしたけれども、これは教育財産から普通財産になったというふうに私たちは考えていたんですが、そうではないんですね。

○議長（野島俊博君）

高野生涯学習課長。

○生涯学習課長（高野博邦君）

お答えいたします。

先ほどの施設等につきましては、用途廃止および財産の移管の手続きがまだ済んでおりません。したがって、教育施設としての行政財産となっております。

閉校前の体育館、グラウンドを社会教育の目的で利用される場合には生涯学習課に利用の申し込みをしていただいております。体育館につきましては、今年度当初から生涯学習課に移管されまして従前の取り扱いで利用していただいております。

閉校後の4月1日以降に旧下部小のグラウンドを利用したいとの申し込みが現在まで2件ございました。その際の利用案内において、先ほど芦澤議員のご指摘にありましたように町民の皆さまに迷っているというふうなことで大変不十分なところがありました。問い合わせいただいた方にこのようにご迷惑をお掛けしたことと思われまます。

旧下部小および旧久那土小のグラウンドの利用につきましては、先ほど学校教育課長が答弁しましたとおり生涯学習課にご相談いただきたいと思います。この点につきましては、改めて教育委員会内での周知徹底を図ったところでございます。

以上です。

○議長（野島俊博君）

芦澤健拓君。

○5番議員（芦澤健拓君）

2つの団体というのが、私が住んでいる常葉区というところの2つの団体だと思いますけれども、いずれもグラウンドゴルフをしたいという希望で申し込みをしたところです。ところが今、現状をご覧いただくとよく分かると思うんですが、グラウンド全体に雑草が生えておりまして、その雑草の除去とそれからグラウンドを利用するというのにはかなりひどい状態になっているのではないかなと思いますけれども、その雑草の除去、あるいはグラウンドの整備とかそういうことはどちらで行っていただけるのでしょうか。

○議長（野島俊博君）

高野生涯学習課長。

○生涯学習課長（高野博邦君）

お答えいたします。

問い合わせをいただいた2件の関係ですが、旧下部小グラウンドにつきましては常葉区のグラウンドゴルフ大会、これが10月29日の日曜日、これは日が決まっております。もう1件が常葉の昭和組の親睦グラウンドゴルフ大会、これは日程がまだ決まっていないというふうにごちらのほうは承知をしているわけですが、常葉区のグラウンドゴルフ大会の前後1週間ぐらいだろうと、昨年の利用状況を見ますとそのような利用をしていただいておりますのでその時期かと想定はしているわけですが、この2件につきましてはすでに申請書をこちらの方にいただいております。その大会に向けての整備につきましては、学校教育課のほうで大会が実施できるような形での整備を考えているところです。

以上です。

○議長（野島俊博君）

芦澤健拓君。

○5番議員（芦澤健拓君）

よろしくお願ひいたします。

下部小の体育館と久那土小の体育館は災害時の避難所に指定されておりまして、それぞれのグラウンドのほうは避難地に指定されています。久那土地区の住民の話では小学校の校舎を防災倉庫にしたいという申し出があって、それに対して説明してくれた人は防災倉庫にしてもらっても困ると。避難中の人々にいろんな食料とか水を供給するための防災倉庫ということだと思いますけども、地元住民からはその避難中の人々に必要な水、食料の備蓄場所がどこにあるのかということもちょっと分からないと、そういう素朴な疑問が出ておりました。それぞれの最寄りの防災倉庫というのはどこにあって何日間の避難が可能なのか、その点についてお聞きします。

○議長（野島俊博君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

お答えをさせていただきます。

身延町地域防災計画の中では旧下部中学校体育館と旧久那土中学校体育館が避難所に、旧下部小中学校グラウンドと旧久那土小学校グラウンドが避難地に指定をされております。まず旧久那土小学校を防災倉庫にというお話があったということでございますが、飲料水を25箱、備蓄をさせていただいておりますが、現時点で旧校舎全体を防災備蓄倉庫にする予定はございません。

次に食料、飲料水の保管場所につきましては、旧下部小中の周辺では食料につきましては下部支所に、飲料水は旧下部小中、下部支所、下部地区公民館敷地内の防災備蓄倉庫に保管をしてございます。旧久那土小中の周辺では食料につきましては久那土出張所に、飲料水につきましては久那土出張所、旧久那土小中、久那土保育所にそれぞれ保管をしてございます。

次に最寄りの防災備蓄倉庫につきましては旧下部小中の周辺では下部地区公民館敷地内に、旧久那土小中の周辺では旧久那土中学校体育館敷地内に設置してございます。

次に何日間の避難が可能かというご質問でございますが、想定される避難者数が旧下部小中学校グラウンドで約850人、旧久那土小学校グラウンドで約510人となっており、現在の食料の備蓄量ではおおむね2日と半日分となっておりますが、今年度から備蓄を拡充し5年後までには想定避難者の7日分の食料、飲料水を備蓄する予定でございます。

各ご家庭におきましても家族全員が最低でも3日間、生活できるだけの食料と飲料水を確保していただくことをぜひお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

芦澤健拓君。

○5番議員（芦澤健拓君）

最近は本当にいろんな災害がございますので、ぜひ早めにごういうことの準備をお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

6月議会の現地視察で訪れた本栖湖いこいの森キャンプ場は、大変魅力的な場所であると感じました。私たち下部町民は育成会や子どもクラブの夏のキャンプなどで何回か利用したこと

がありますけども、そのころとほとんど変わっておらず大変うれしくなって、非常にいいなというふうに感じました。今回といいますか、富士山が世界文化遺産に選定されたということで、もっと多くの方に活用していただくためにはいくつか提案したいことがございますので、お願いいたします。

湖畔の県道整備につきましては町長から前向きな答弁をいただいておりますけども、現場は世界文化遺産であるだけでなく富士箱根伊豆国立公園内にあり、たとえ県道であってもなかなか手を付けられないのではないかということは想像がつくわけですが、今後どのような手順でこの県道整備について進めていかれるのか、どのくらいの時間があれば実現できるとお考えなのか、いずれにしても環境省などの国や県が相手の仕事ですからお答えいただける範囲でお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

本栖湖キャンプ場と周辺整備の件で4件の通告によって質問をいただいておりますけども、それぞれ建設課長、観光課長のほうから答弁をさせていただきますのでよろしくお願いたします。

○議長（野島俊博君）

水上建設課長。

○建設課長（水上武正君）

お答えいたします。

先ほど芦澤議員さんがおっしゃられたとおり本栖湖一帯は富士山世界文化遺産の構成資産の一部であります。道路整備等の実施に向けては、かなりハードルが高いものと思われま。県道本栖湖畔線につきましては、県において日常のパトロール等において道路施設の点検や破損した施設等の整備を行っていただいているところであります。この県道は幅員の狭い箇所や急カーブ等、危険を伴う箇所が多いことなどから町といたしましても今後、国や県の関係担当部署と協議を重ね道路整備に向け要望をしまいたいと考えております。

以上であります。

○議長（野島俊博君）

芦澤健拓君。

○5番議員（芦澤健拓君）

本当に非常に難しいことであるということはわれわれも理解できます。ぜひこの仕事が順調にある程度、どのくらいのスパンかちょっと分かりませんが、早めに進めていただけるようお願いしたいと思います。

いこいの森キャンプ場からは直接富士山を見ることはできませんが、キャンプ場浩庵の近くに国が造ってくれたという展望台ができて新たな観光拠点をつくっていただきました。展望台は岡田紅陽氏が富士山を撮影したという場所だそうですけれども、ネットで見た外国人が大勢訪れているようです。湖畔から約30分で展望台に上がれます。町のホームページで発信するだけでなく、いこいの森キャンプ場をみのぶ自然の里と同様に観光情報の発信基地としていこいの森と展望台からの富士山というような別のホームページを作成して世界中に発信することで来客やリピーターを倍増することも可能ではないかと思ます。情報発信のための施設

設備がいこいの森キャンプ場に必要になるのではないかと思いますけども、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（野島俊博君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えさせていただきます。

情報発信はリアルタイムで行うことが非常に大切だと考えております。さらに各観光地、観光施設、それぞれがそれぞれの情報、例えばイベントなどの情報をその都度リアルタイムで発信していくことが重要です。そういう点では身延町内の情報発信基地は各施設であろうと考えており、いこいの森キャンプ場も観光情報発信基地の1つであります。いこいの森キャンプ場とみのぶ自然の里の両施設はNPO法人 身延観光センターが指定管理者として施設の管理運営にあっておりますので、両施設を連携して情報発信ができるものと考えております。

なお、みのぶ自然の里はそういった各施設の情報を集約・整理するとともに、各方面へ発信していく総括的な役割を担っていくものと考えております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

芦澤健拓君。

○5番議員（芦澤健拓君）

ちょっと私が心配しているのは、この今の身延観光センターなんですけれども、みのぶ自然の里といこいの森キャンプ場、両方とも指定管理者として管理しているわけです。そこで人材的な問題で何か問題がないかどうか、その点についてよく整備していただいてこの情報発信をしていていただきたいというふうに思います。

次に本栖湖はカヤックとかスタンドアップパドル、ウィンドサーフィンなどの若者の利用者が多いと聞いておりますけども、そのための施設設備が不足しているということも聞いております。ますます増加しつつある、こういうスポーツの利用者の要望を受け入れて施設設備を充実する準備はあるのでしょうか、お聞きします。

○議長（野島俊博君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えさせていただきます。

平成21年度にNPO法人 身延観光センターが指定管理者として運営をはじめたころに比べまして利用者也約3倍の3,863人に増えました。しかし本栖湖いこいの森キャンプ場利用者の状況や指導者等の人的配置も含めた運営状況を勘案し、必要に応じた施設設備の充実等につつまして町といたしましても支援していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

芦澤健拓君。

○5番議員（芦澤健拓君）

ぜひとも積極的に進めていただきたいと希望して次の質問に移ります。

本栖湖には釣りをするお客さまもおおぜい来られるというふうに聞いておりますけども、い

こいの森から情報発信するのであれば、当然この釣り客への情報も発信したり、釣り客や冬季の利用者を増やすことも考えていかなければいけないと考えます。それでペレットストーブの設置とか、食事が提供できるような設備も必要ではないかと考えますがいかがでしょうか。

○議長（野島俊博君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えさせていただきます。

冬季に運営するのか、しないのかは非常に難しい問題であると認識しております。冬季の利用者のニーズを調査する中でNPO法人 身延観光センターの冬季事業内容や人員の配置等を勘案する中で民間業者との競合等に留意しながら、必要に応じた設備投資等を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

芦澤健拓君。

○5番議員（芦澤健拓君）

この点についても積極的に対応していただきたいというふうに思います。

最後に昔から効能があるとされてきた下部温泉の低温源泉の利用について、お考えをお聞きします。

1と2が両方とも同じような内容の質問になりましたので、1つにまとめてお聞きしたいと思えます。議長、お許しいただけるでしょうか。

○議長（野島俊博君）

許可します。

○5番議員（芦澤健拓君）

昔の下部温泉には7カ所の源泉があって、その温度は平均で30という低温源泉であったことが下部町誌に記載されております。実はこの低温の湯こそが宝物であって全国の飲み湯番付の東の横綱をはるほどの薬湯としても重宝されていたことが知られています。

紀元1世紀ごろの甲斐の国造だった塩海足尼という者が下部の湯を世に出したという伝説については前回も少し触れたところがございますけれども、後世、信玄公のかくし湯としてもてはやされたのは、戦続きだった武田信玄の家来たちがこの低温の湯で癒されケガを治したこと、この湯を飲んで胃や腸の病を治したという人もある。ケガが治ったお客さんが感謝の気持ちで熊野権現に奉納した松葉杖を燃やす松葉杖供養祭という祭りもこういうところから生まれたものです。

地元の人たちはこういう効能・効果は昔から利用されていた低温源泉にこそあるというふうに考えている方が多いようです。

現在この低温源泉を利用しているのは一部の旅館・ホテルとミネラルウォーター信玄として販売しているものだけです。信玄は500ミリリットルと1リットルのペットボトル、それから10リットルのバッグインボックス、リピーターの人が温泉スタンドから20リットルのポリタンクに汲み出して持ち帰るという利用だけです。

下部地区の懇談会では町はもっと町の製品である、この信玄を使うべきであるというふうな声も出ましたけれども、低温源泉はそれほど深くない場所から湧出していたということもあり、

改めて専門家に源泉を調査していただき低温の湯を利用したミネラルウォーターの製造販売、旅館・ホテルの誘客に結び付けていけば、まち・ひと・しごと創生事業にも役立つのではないかと考えます。

先ほど申し上げたようなことで、低温源泉をPRする材料は十分だと思います。昔からの低温源泉と新しい高温源泉の合わせ技で下部温泉を活性化していきたいという提案でございますけれどもいかがでしょうか、町長にお聞きします。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

当質問につきましてはたいが詳細な内容でもございますので、下部支所長のほうから答弁させていただきます。

○議長（野島俊博君）

柿島下部支所長。

○下部支所長（柿島利巳君）

お答えいたします。

下部町誌によると湯町地域の源泉は古来よりの既存の源泉を含め、ほかにもいくつかの源泉の名前が掲載されているが、現在はなくなっていたり確認ができないものもあります。湯町地域で現在使用されている昔からの源泉の数は7カ所となっています。平成19年10月の改正温泉法施行を機に当時、町も分湯を行っていた源泉の温泉成分を分析したところ温泉の基準に達しておらず、このことを受け町は新たな源泉を求め、しもべ奥の湯高温源泉を掘削しました。

奥の湯高温源泉を掘削・使用後、それまでにあった既存の源泉への影響調査として新源泉とともに平成16年より各施設等所有の既存の源泉の分析等の調査も定期的に行ってきました。

これまでの調査結果としましては既存の源泉、奥の湯高温源泉ともに降水量の影響を受けやすいが奥の湯高温源泉の既存の源泉への影響は出ていない。温泉水の成分濃度は奥の湯高温源泉は既存の源泉の約2倍の濃度を持っている。しかし水質組成比は既存源泉によく似ている。東日本大震災後、水質の成分量は上昇したが現在は通常の値に戻りつつある状態であるなどが挙げられます。

源泉の効能としましては神経痛、筋肉痛、関節のこわばり、打ち身、くじき、胃腸機能の低下、疲労回復等に効果があり武田信玄公の家来たちがケガを治したなどの故事や熊野神社で湯治客がケガや病の回復を祈願し松葉杖供養祭が行われてきたなどに表されているものです。

昨年、奥の湯高温源泉は10年ごとの成分分析調査を行いました。その結果、特殊成分のうち総硫黄がその基準値以上に含有されていたことから、これまでのアルカリ単純温泉からアルカリ性単純硫黄温泉となり、適応症の項目に硫黄泉の泉質別適応症が追加されています。

葉湯という民間療法的なPRは種々の問題が提起され逆効果となる可能性もありますが、下部温泉は国民保養温泉地にも指定されていますので、このことも含めこれらも歴史に裏打ちされた既存の源泉や新たな奥の湯高温源泉の優れた効能を広く国内外にPRしていく必要があると考えます。

それから既存の源泉への影響というところですが、奥の湯高温源泉は既存源泉から約1.2キロメートルと距離を置いた場所に掘削しました。加えて深度800メートル以上の深さから温泉を採取しており、その後の影響調査も行っています。このように奥の湯高温源泉は既存源泉

への影響に十分配慮した開発を行っています。

一方、下部温泉で以前から使用している源泉の状況についてですが、源泉の中でも厚生組合源泉は比較的深度があるといわれていますが、それも含めて既存の源泉は比較的浅い深度の井戸のため新たに同様の井戸を既存源泉の周辺に開発した場合は、既存の源泉への影響が発生する恐れがあります。

以上のことから現時点ではさらなる源泉の開発は困難と考えます。

ミネラルウォーターに関しましては町でも観光関係をはじめ町のPR、地域振興の観点等で積極的に活用してきたところです。これからも地域企業、地域産業の振興の観点から積極的な活用を考えていきたいと思えます。

以上です。

○議長（野島俊博君）

芦澤健拓君。

○5番議員（芦澤健拓君）

大変、詳細な答弁でよく理解できました。今後の下部温泉の活性化につきましては特に私、ずっとこの問題を取り上げてきておりますけれども、今後とも町と提携して一生懸命取り組んでいきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（野島俊博君）

芦澤健拓君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は10時55分とします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時55分

○議長（野島俊博君）

休憩前に引き続き、議事を再開します。

次は通告の3番、渡辺文子君の一般質問を行います。

渡辺文子君の質問を許します。

登壇してください。

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

私は3点について質問をしたいと思えます。

まず1点、学校における児童の安全についてということで最初に質問をさせていただきます。

6月議会でも下山小学校における児童の安全についてということで一般質問をして対応を求めました。また夏休み前にも児童のケガがあったということで保護者の方たちは大変心配をしています。学校での児童の安全についてどのような対応をしているのかということで不安の声があがっています。6月議会ではいろいろ対応を求めました。その6月議会でも対応を求めた件については、放課後の児童のケガということだったと記憶をしています。そのときの答弁で手の空いている先生が子どもたちの安全確認のため、いろんな手当を講じているという答弁がありましたけれども、またこういうケガがあったということで一体どういう手当を講じて

いるのか具体的に教えていただきたいと思います。まずお願いします。

○議長（野島俊博君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

渡辺議員の質問にお答えをするわけでございますけれども、前回のときもそうでしたが、最初に学校現場の対応等につきまして学校教育課長から答弁をさせますのでお願いします。

○議長（野島俊博君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えさせていただきます。

1学期中に起こりました児童のケガ等に関しましては、各学校から適宜報告を受けており承知をしております。また校内におけます児童の安全確保に関しましては、第2回定例会での一般質問の内容等も含め学校へも伝え学校と認識を共有いたしました。学校では可能な範囲で児童の行動に目を向けるよう心掛けてくれており、下山小学校におきましては放課後に何も無い場合には定刻を繰り上げて早めに一斉下校する日を増やしてくれております。また学校教育課といたしましては夏休み中に保護者代表や学校とも意見交換を行いまして学校の先生方の手助けとなる方策を現在、検討しております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

安全確認のためいろんな手立てを講じているということで、具体的にどうなのかということで私、質問をしたんですけれども、なんか具体的にちょっと質問に対する答弁が噛み合わないような気がするんですけど、やっぱりこういう事故があったときに、では具体的にこういうところを直そうとか、そういうことがあって然るべきではないかなというふうに思うんですね。そういう点では代表の方と夏休み中に話をされた。それはやっていただきたいことなんですけども、これはもう夏休みも終わりました子どもたちも学校で元気にきっと活動していると思うんですね。そういう意味では早急に対応していかないと、また同じようなことが起こってしまうということで保護者の心配は尽きないのではないかなというふうに思います。

6月の議会のときに校長室や職員室からグラウンドが見渡せるから把握ができるという教育長の答弁だったと思うんですけども、先生たちすごく忙しい業務の中で、私もどうかなと思って行ってみたんですけど、先生たち窓を背にして職員室に向かって仕事をしているんですね。そうするとよっぽど時間がある先生でないと窓のグラウンドのほうを見るという時間的余裕がないのではないかなというふうに思うんですね。私があそこを行ったり来たりしたんですけど、どうしようかなと思いながら行ったんですけど、先生たち誰も気が付かなくて私そのまま帰ってきてしまったんですけど、見ようと思わないといくらグラウンドが見渡せる構造的なものがあるって見ても見る時間とか、見なくてはいけないことがなければ子どもたちの安全というのには責任を負えないのではないかなというふうに思いました。その点、教育長、この前は見渡せるから大丈夫だと、把握ができるとおっしゃっていましたが、これって私、違うのではないかなというふうに思うんですけど、そういう先生たち、今、忙しい中でそういう余裕がある先生がい

るのでしょうか。それはやっぱりきちっとさっきおっしゃった対応をして順番にするとか、なんかの手立てを講じないと、ただ見渡せるから把握ができるという問題ではないと私は思ったんですけど、それについて教育長、6月の答弁を踏まえていかがでしょうか。

○議長（野島俊博君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

たしかに6月の議会で現場、新しい学校が始まってどのような対応ができるのかなという話の中でさせていただきました。たしかに議員さんがおっしゃるように例えば校長室から見渡せるところに位置的にございますけれども、それでは子どもたち全員が外へ一斉に飛び出した場合に全部に目がいくのかというような、これはもう物理的なものでございますので不可能な点もあろうかと思えます。できる範囲で先生方も自分の時間ももちろんあるんですけども、それらを避けながらも目を行き届くように努力をさせていただいていると、こういう状況です。したがって完全に、では全部の目が児童一人ひとりに全部の教員、あるいはその都度に対応した目が行き届いているのかというようなことについては、私もそこまでは不可能な点もある。しかし、できる範囲でやっていただくということです。

それと6月のときには下校時ということで、その対応というお話でありました。今回のご質問の中にケガうんぬんというのがありまして、夏休みの前ということでございます。学校のほうへよくお聞きしましたら昼休みの時間だということでございました。昼休みの時間ということは当然、先生方も子どもたちと一緒に食べたり、あるいは休憩の時間も当然必要でございます。したがって、学校の児童たちが登校から下校まで休み時間も含めてこれがすべて万全かという、そこは至らない点もあるだろうと思われま。できるだけ努力はさせていただくということでございます。

今後については先ほど課長が言いましたようにできる範囲で、それは先生方は当然でありますけども、もっとほかに何か手はないかなということで今、検討しておるところでございます。

以上です。

○議長（野島俊博君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

たしかに2回目のケガというのは給食を食べて、食べた順に外に行ってケガをしたということで、先生たちだってお昼をちゃんと食べなければいけないし休憩も必要だと思うんですね。だけど子どもって、いつケガをするか分からないというところがあって、やっぱり保護者が心配している、誰かしらやっぱり見ていないと1回目の事故のようにどういう事故でどういう状況なのか分からなくて救急車を呼んでしまったということになってしまうと思うんですね。やっぱり学校で預かっている以上、その子どもたちの安全ということには本当に細心、注意を払っていただかないと親も安心して預けられないということになってしまいます。そういう意味ではこれからいろいろ検討されると思うんですけど、保護者の中には放課後、誰かシルバー人材でも、誰か本当に見てくれるそういう人が必要ではないかと。今、先生たち忙しくてとてもそんな暇はない。そういうふうにはしたいけども、できないという状況が私はあるんじゃないかと思うんですね。今、全国的にも教員の負担軽減ということでいろんなことをやっていますが、やっぱりこの身延の地でも学校の先生というのはとても忙しくて自分の仕事を抱

えながら子どもたちを見るというのは大変な状況があると思うので、よその力を借りるということも1つの方法かなというふうに保護者の話を聞いてそういうふうに思いました。

昼休みもできたらそういうふうにして、先生たちにはちゃんと給食を食べて休んでもらうようなことをしないと今後のことにも影響しますし、そういう意味ではやっぱり教育委員会が先頭に立ったそういうような援助というか指導というか、そういうことをきちっとしていかないと子どもたちの安全、それから先生たちの健康のこととか仕事のこととか、そういうことは守れないというふうに思いますので、ぜひ教育委員会が先頭に立ってそういう安全面の確保のために努力を、いろんな知恵を集めて努力をしていただきたいと思います。

それから私、これもお願いしておいたんですけども、子どもたちが事故にあったということで、子どもっていつどのような事故にあうか分からない。子どもを育ててみれば本当にいくら言っても分からないというところがあって、本当に心配を親としてはしていると思うんですね。特に低学年というのは遊びに夢中になったらもうどこへ飛び出すか、何をし出すか分からないというところがあって、そういう点では保護者も気を付けていると思うんですね。ただ今回みたいに学校で起きた事故、こういう事故を保護者が共通の認識としてこういう事故があったから気を付けなさいよ、それから2例目のことだって給食を早く食べて飛び出していつて事故になってしまったというような状況の中で、やっぱり子どもって繰り返し繰り返しそういう注意を促さなければいけない、そうしないと安全は守れないというようなことがあるので、ぜひ保護者にもそういうような情報をちゃんと共有をして注意を促していただきたいと思いますというお願いもしたはずなんです。6月議会のときに、保護者に聞いたらそういうことはなかったと。夏休み前に2例目の事故も起きたけれども、夏休み前のそのPTAのときにもそんな話は一切なくて、その事故のことについて知っている親と知らない親があったというような状況も聞いています。それは1人とか2人とかという問題ではなくて、いつ子どもってそういう状況になるか分からないということで、やっぱり学校でそういうことを起きたということをきちっと共有する中で親も考えなければいけない、学校も考えなければいけないというふうに思って6月議会に対応をお願いしたんですけども、それがなされていないということで、これはどういう状況でそういうふうになったのか、ここをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（野島俊博君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

学校内の子どもたちのいわゆる遊んでいる時間、あるいは休み時間等でふざけ合ったり、また駆けっこをしたり球技をしたりといういろんな動きの中でやはりぶつかったり転んだり、いろんな場面があるわけで、現状は今回の事故に限らず各小学校、中学校とも子どもたちのいわゆるいろいろな擦りむいたことから始まって、いろんなケガの内容はございますけれども、日常結構、回数が多く発生は実はしています。その発生をしたことについては、これは例えばお医者さんに行って診てもらった場合は医療費がかかるわけです。その場合は方途がございまして、日本スポーツ振興センターのほうでお金を出すんですけども、それはそれとして先生方も子どもたちには、いわゆる生徒指導の立場から日常茶飯事的に指導は当然しているわけです。それでも事故が起きます。事故というかケガをするということがある現状です。

したがって、この現状をどう見るかということでもありますけれども、もう一方の観点から見れば子どもたちは非常に元気で外で自由に飛び回って遊ぶと。これはもう、それはやめな

さいというわけにはいきません。指導上も、もっともって体を動かして元気はつらつに学校でいろんな時間を過ごしていただきたいという反面もあるわけですので、そのへんは教育上の配慮から先生方は指導をしているという状況でございます。

ご質問の保護者の皆さんにどのような状況も逐一お話をということでございますが一応、現場の状況は校長に一任をしております。校長がこの事故の状況を見ながら、これは保護者の皆さんにも状況を説明する中で注意をさらにしていただくほうがいいという判断をすれば当然するわけですが、お話の2件の事故については子どもたちが元気でやっている中で衝突をしたり、あるいは若干落ちてケガをしたということでございます。現場の判断としてそこまでは至らなかったということだと私は判断をしています。ですが今後もあることでございますので状況に応じて保護者の皆さんにも説明が必要ということであれば積極的にお話をして注意を促していくということをお話したいと思っております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

そういう必要があるから私は6月議会に質問をして支援をしてくださいと言ったんです。保護者の中にも、もちろん子どもは元気で飛び回るのが仕事ですから、それはそれで駄目なんて言った覚えは私はないですよ。それはそれで一生懸命外に遊んでもらいたい。ただケガのないようにということですよ。具体的にこの学校のここでこういう事故が起きたから気を付けようねと一言でやっぱり言うか、言わないか、そういうことの繰り返しで子育てってしていくんではないでしょうか。学校生活もそうだけれども、だからその判断が、こういう事故があったらみんな気を付けてねと言えいいことで、保護者の皆さんにだってこういうことがあったらみんな気を付けるように保護者のほうから子どもたちにも学校でも言いますけど言ってくださいねということがそんなに判断で迷うようなことなんでしょうか。それで保護者の皆さんがそういう情報がきちっと伝わってこないということで不安に思っている。やっぱり学校にしたら日常茶飯事なのかも分からないですけども、ケガが。でもそうではなくて子どものやっぱり命とか大切ではないですか。なるべくケガしないように、傷つかないようにそういう努力をするのが学校の責任だし、教育委員会が指導する責任があると思うんですね。だからそれが行われていないようだから6月議会に私はそういう指導をしてくださいと。保護者の中にも心配をしている人たちがいるからお願いをしたんです。

先ほどそういう校長の判断だったというけど、そういう判断はそうではないですよということを教育委員会は指導をしなければいけないんですかという話をしたんです。教育長もそうだったということで、校長の判断だったと今おっしゃったけどもその判断が違うのではないですかと私しつこく言っているんですけども、保護者の皆さん本当に不安に思っていて、どうしたらいいかって保護者だってやっぱり考えていると思うんですね。そういう意味ではやっぱり子どもにケガは付きものですけど、なるべくケガをさせたくない。健康で安全で学校生活を過ごしてもらいたいと誰も思っていることではないですか。そのための努力をきちっと学校も、教育委員会もきちっと指導してもらいたいということで私、今回またしつこくそれをお願いしたんですけども、今後そういうことで努力はしていただけるとは思うんですけど、それをきちっと指導をするということで答弁をしていただきたいと思います。

○議長（野島俊博君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

何回も申し上げますけども、やはりケース・バイ・ケースだと思うんです。日常茶飯事的に起きるケガというか、そういうことから、あるいは病院へ搬送、あるいは入院、その他第三者に関係する事故、いろんな場面が考えられますけども、その状況に応じてケース・バイ・ケースで校長は重大な事故等があったら教育委員会へ報告もしなければならぬという決まりもありますし、また一般的に見て子どもたちに注意をするのは当然でありますけれども、保護者の皆さんにも状況を説明するのは、これもまた校長の裁量でございます。ですのでそれは基本でございます。校長会が毎月ございますので、前回の質問のときもそうでしたがこういうような状況ですということはお話がしてございます。したがって、校長先生方はそれぞれの立場で自分たちの学校を見る中で認識を新たにしていると、このように私は理解をしております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

言っていることが噛み合っていないんですね。校長会で話をするとかという問題ではなくて、その学校で起きた事故のことを、事故が起きたから気をつけましょうねということ子どもたちにも保護者にも言って、保護者からも言ってもらうと。なぜこれができないんでしょうか。判断って、そこが違うから指導をしてくださいと私はお願いしているんですけど、全然答弁が噛み合わない。ですからもうこれ以上言っても無理かも分からないですけど、でも子どもたちの安全というのが一番大切にしなければいけない問題で、そういう意味ではやっぱりきちっと情報を保護者に伝えたり、こういうことがあって子どもたち気を付けてくださいねということは責任ではないかなというふうに私は思っているんで、このお願いをしたままで。教育長には私の思いが伝わっていないということで、何回質問しても同じなのでお願いしたいということしかできませんけれども、次の質問に移りたいと思います。

2点目は、閉校後は地元住民を含めた活用検討委員会の設置をということで、前の同僚議員の質問の中に仮称だけでも検討委員会をつくるというようなお話もあったので、これは情報もきちっと発信する中でいろんな住民の皆さんと組織をつくって利活用を検討していただきたいと思います。前のほうの小中学校の閉校後の管理ですね。これも同僚議員のほうからありまして、やっぱり町民の皆さん、特に下部地区の久那土小中、下部小中の近所の皆さん、それから出身の方たち、荒れた校庭を見て本当に涙が出たということでも多くの声が寄せられています。町長も久那土出身なので出勤するときはきっと草が生えている状況を見ていらっしやと思うので、それは心を痛めているのではないかなというふうに思いますけれども草は学校の校庭ですから除草剤をまくことができないではないですかね。子どもたちがいつでも行って遊べる、なんか活動できるというようなところできちっと管理をしていただきたいというふうに思うんですね。先日も久那土中学校の校庭でテニスをしていた子どもたちがいて、草が生えていてテニスのボールがちゃんと飛ぶのかなと私、心配してしまっただんですけど、やっぱりきちっと整備をしていないとテニスもできないし、いろんなこともできないということで町民共有の財産ですから閉校はしたけれどもなんとか利用できるような管理、これをしていた

だきたいなと思っています。

先ほどの答弁の中で久那土小中、下部小中は社会教育施設ということで今、生涯学習課がやっているというようなお話があったんですけども、そのほかのこと、それはずっと続くのか、それから社会体育施設条例ということでほかの学校施設体育館、身延町内各小中学校、学校施設、グラウンドというのはこの条例の中に入っていますけど、この整合性がどうなのかということで、取れていないんじゃないかなというふうに思っていますので、ここをどういうふうに今後していくのかということを含めて答弁をしていただきたいと思います。

○議長（野島俊博君）

高野生涯学習課長。

○生涯学習課長（高野博邦君）

お答えいたします。

先ほどの管理につきましては、芦澤議員のときの説明のとおりであります。現在、学校施設として位置づけられているグラウンドおよび屋内運動場は社会体育施設条例および学校施設の開放に関する規則の規定により社会教育、社会体育等、生涯学習の場として町民の皆さんに利用していただいております。

平成29年3月で閉校になった学校施設のうち用途廃止および所管替えが済んでいないグラウンド体育館については、これまでと同様に社会体育施設条例に規定する、先ほど議員おっしゃいました学校施設グラウンドおよび学校施設体育館として利用をしていただけます。

今後、現在の施設をどのように位置づけるかにつきましては、本年第1回定例会の渡辺議員の答弁において平成30年以降の施設のあり方については、利用者の意向等を聞く中で検討をさせていただきますというふうにお答えしております。現在それに向けて検討をしておりますのでございます。

その結果としまして社会体育施設設置の目的であります社会体育を振興し、町民の体力増進を図るために存置が必要な施設につきましては、然るべき時期に条例改正等を考えますのでご理解をいただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（野島俊博君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

分かりました。それはそれで随時やっていかなければいけない問題だと思うんですけど、さっき久那土中学校のテニスをしている子どもたちのことを言ったんですけど、やっぱり草が生えているところでテニスはちょっと無理ではないですか。どこの学校も草がすごくてということで、そういう管理というのはどういうふうに考えていらっしゃるんですか。生涯学習課で今、管理。

○議長（野島俊博君）

高野生涯学習課長。

○生涯学習課長（高野博邦君）

当然、利用していただくためには適切な管理をしなければなりません。それによって安全な提供ができると考えております。

先ほどの久那土中学校のグラウンドの関係なんですけど、テニスをされている方につきまして

はスポーツ少年団だったり、一般の方おりますが主な活動の場所が甲南グラウンドのテニスコートを使って練習をしていただいています。甲南グラウンドにつきましては、利用団体もかなり積極的に整備に手を入れてくれておりますのでいつでも使える状況にあるんですが、その中でそれよりもっと個人的にスキルを上げたいという場合は、近くのグラウンドを使われているような状況にあるんだと思います。

今後それらの整備につきましては関係する所管もございますので、十分な協議をした上でこの方針を定めたいと思っております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

そうすると今、きっと近所の子どもたちだと思うんですね。ちょっと時間が空いたからテニスしないかということで。だけどテニスができる状態ではないではないですか。せめて、あそこ3面とかありますよね。1面はきちっとテニスがいつでもできるような、ネットをずっと張っていましたが、状況で誰でも使えるようにできないものなのではないでしょうか。そのところだけせめて草を取るとか、そうしないとあれではテニスにならないんじゃないかなというふうに思うんですけど、向こうになってしまって、近くできっと子どもたちは居場所がなくてあそこでテニスをしていると思うんですけども、そういう意味では重要な場所ではないかなというふうに思うんですね。関係機関とおっしゃったけど生涯学習課が一応、管理をされているということであれば生涯学習課がそこをなんとかしようと思えばできるということではないでしょうか。そこをお願いしたいと思います。

○議長（野島俊博君）

高野生涯学習課長。

○生涯学習課長（高野博邦君）

先ほど久那土中のグラウンドにつきましては従前、中学校のグラウンドとしてテニスコートが3面設置されて使っていただいております。現在その施設につきましては用途の廃止、所管替えということで旧久那土中グラウンドにつきましては、財政課の所管になっております。そこで先ほど私が申しました関係する部署というのは、財政課も含めて私ども社会体育を管轄する生涯学習課も含めての協議をする上で方針を決めていきたいというお答えをさせていただきましたが、その旨でご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

先ほど議員さんがおっしゃったとおり私もあそこを通っていて、まず小学校のグラウンド、そして中学校のテニスコート、川向こうの野球をやっていたグラウンド、みんな草が生えていまして、地元の方からも廃校になったあと、あの草を見ると余計、さみしいという声をよく聞きます。私もあそこを通るので、中学生ぐらいの子がよくテニスをやっているのを見えています。やっぱり草の中でやっているのを見て、ちょっと忍びないような気持ちにもなりまして全面を前のような状態に整備は難しいかもしれませんが、一面整備については財政課とも今後協議

をしながらぜひ前向きに検討したいと思いますのでご理解をお願いします。

○議長（野島俊博君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

分かりました。ぜひ検討していただいて、子どもたちが安全にあそびでテニスができるようによろしく願いいたします。

ということは、あそこは用途廃止ができていてから条例とはちょっと違うということですね。久那土小中のあそびのグラウンドとか。そこをちょっと確認したいと思います。

○議長（野島俊博君）

高野生涯学習課長。

○生涯学習課長（高野博邦君）

学校施設グラウンドではないということでご理解をいただきたいと思います。社会体育施設条例に定める学校施設グラウンドではないということでございます。

以上です。

○議長（野島俊博君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

ないけれども管理は今、生涯学習課でやっている。財政課でやっているから、そこと協議をしてということなんですね。

○議長（野島俊博君）

高野生涯学習課長。

○生涯学習課長（高野博邦君）

先ほど私が冒頭お答えしたのは旧久那土小のグラウンドでございます。

以上です。

○議長（野島俊博君）

渡辺君、よろしいですか。

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

では3番目の国民健康保険税の引き下げをということで質問をしたいと思います。

今度、国民健康保険は県と町でやるというようなことで、この前、山日に、ここは4方式だけど3方式にしていくのでなかなかその調整ができないということで、4方式を3方式にということで、かなりのところが4方式だったので、それを3方式にするというのはかなり難しい問題があるんだろうなというふうには思ったんですけども、それで先送りというような新聞報道でしか私たちはその情報が伝わってこないんですけども、具体的な見直しの状況ですね、これがどういうふうになっているかということで、時間がそんなにないので簡単をお願いします。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

通告ですと私への質問ですけども町民課長が答弁いたします。よろしくをお願いします。

○議長（野島俊博君）

熊谷町民課長。

○町民課長（熊谷司君）

それでは議員からの質問にお答えしたいと思います。

時間がないのでということですので説明をしたいと思います。

ご存じのとおり法律成立後、山梨県におきましては県の国保運営協議会の設置および開催、市町村の国保担当者や国保担当課長と県との会議を開催するなど新国保制度に対応するためにさまざまな調整協議がされてきました。また当初におきましても国保運営協議会の場での情報提供や町民課、福祉保健課、税務課の担当者レベルで保健事業や税の算定方式などの調整協議を進めているところです。

先週になりますけど、9月6日に決定、公表されました山梨県国民健康保険運営方針では市町村における財政運営や保険税率の標準的な算定方法など平成30年度から県と市町村が一体となって国保の保険者の事務を共通認識で実施するとともに市町村が事業の広域化や効率化を推進できるよう課題や解決に向けた各種取り組みの方向性などをまとめた統一的な指針が示されました。この指針を踏まえまして、今後の当町の国民健康保険の運営は実施されます。

運営方針では被保険者の方々に一番身近な問題である保険税率につきましては、平成30年度から32年度までは県内の一本化はしない方針となっております。その理由は先ほど議員がおっしゃいましたように県内市町村の医療費水準に差があることや保険税算定方式が異なることなどが挙げられています。したがって、平成30年度の保険税率は県から提示されます標準保険税率や納付金を参考に町が決定することになります。この県から提示されます標準保険税率は各市町村の所得水準や医療費水準などが考慮され決定されます。

今後の予定ですけれども来週になりますが9月19日に平成30年度の試算結果が通知される予定です。この数値を今現在の当町の保険税と比較するなどして精査分析を進めることとなります。この精査分析結果を踏まえた中で本町の国保運営協議会において町の考えを示し、今後の方向性を協議していただくこととなります。平成30年度の国民健康保険保険事業費納付金額の決定は平成30年の1月となっています。したがって、保険税率の改定が必要となった場合は国民健康保険税関係の条例の上程は3月議会以降の議会になります。確実円滑に来年の4月にスタートができますように県と連携して万全な準備を整えたいと考えております。よろしくご理解をお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

大体、分かりました。やっぱり国民健康保険税、今まで身延町すごく高くて1、2、3を争っているような状況の中で私たち共産党、町民アンケートということで多くの世帯にアンケートをお配りして返ってきた中で、やっぱり苦しい暮らしということで皆さん本当に大変な思いを年金の減少とか税の負担とかということで大変な苦しい暮らしをされているということで軽減を求めるとやっぱり介護保険税と国保税という2つのものが大きく突出してありました。町に力を入れてほしいことの中にやっぱり国保などの負担軽減というのが多くありました。

今回、私、決算なんかで見て国からの1,700億円と1,700億円の3,400億円の援助とか、それから7千万円の基金を積み立てていますよね。それと1回、補正で5千万円の

予備費も、不用額になっているんですけども、そういうことで実質収支額も国民健康保険の特別会計1億2,879万2,662円ということで、実質黒字というような状況の中で7千万円、それはそれで大変な思いで7千万円という数字が出たというふうに思うんですけども、それ、7千万円積み立てる、今後のこともあるから積み立てなければいけないとは思いますが、でもせめて町民の思いからして本当に国民健康保険税、今まで高いながらもやっぱり保険を払ってきた人たちからすると、せめて基金に7千万円積み立てるんだったら世帯が2,100世帯ですよ。それもだんだん世帯が減ってきている中で1世帯2万円だと4,200万円ぐらいですね。それを保険料の引き下げに使えないかというのは本当に切実な思いなんではないかなというふうに思うんですね。

身延町、どれだけ高いかということでモデル世帯ということで世帯の総所得100万円、200万円、300万円ということで、ほかの市町村と比べたデータがあるんですけども、身延町は全県で2番に高いということで55万8,900円ですか、総所得が300万円の世帯。夫婦と子ども、4人の家族の保険料ですね。そうすると300万円もらって55万8,900円、国保に払わなければいけないと。同じ300万円の世帯で市川が16万7,700円少ない39万1,200円。早川町は10万円少ない45万5,100円というようなことで、やっぱり近隣と比べてもこれだけ差があるということで、町民の国保税を安くしてほしいという願いは本当に切実なものがあると思うんですね。

こういう意味では努力をされているということは重々分かっているし、今まで基金がなかったときにも一般会計から借りてしのいでいたということも理解をしています。だけど今回、やっぱりあの甲府でも黒字になったと。薬価が下がったということ、その支援とかいろんな状況の中で甲府でも黒字になったということで、身延町も7千万円の基金を積み立てることができたということで、ぜひ今まで高い保険料を払ってきた人たちがここで少しでも安くすることができないだろうか。住民が十分苦しんでいるということは分かっているから、いろんなことはやってきているということは理解するんですけども、県と町で今度やるということになっても低くなるかどうかちょっと私も予測はできないと思うんですね。かえってなんか全国的に高くなっているような状況があるので、もうこれ以上の負担には町民は耐えられないというふうに判断しているんですけども、この多くの町民が苦しんでいる国保税、少しでも安くする努力はできないかということで質問をしたいと思います。答弁をお願いします。

○議長（野島俊博君）

熊谷町民課長。

○町民課長（熊谷司君）

当町の保険税率、30年度からという意味ですけども、9月6日に公表されました山梨県国民健康保険運営方針を踏まえた中で設定されます。先ほどの回答でもいたしました。具体的には9月19日に通知が予定されています。国保担当課長が県のほうに赴きまして、そこで全市町村一斉に通知されるというような内容になっております。それを参考にそこから始まる、そこから精査分析が始まるということで私どもも今の段階では今の税率と比べて高くなるか、安くなるかの予想さえも今の段階ではつきません。したがって9月19日、その数字を見てからの本当に作業ということで最終的には国保の会計の健全の運営のためという大前提がありますので、そちらを意識した中で30年度の適正な保険税率の設定に努めたいと思います。よろしくご理解をお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

国民が高い国保税で苦しんでいるという状況は重々分かっていらっしゃると思うんですけど、その新制度に向けての準備もあると思うんですけど、今の住民の苦しみをどうしたら和らげることができるのかということで、やっぱりそれを待つのではなくてどうしたら取り除くことができるのかということで今できることをしていただきたい、今の段階で。というふうに思うんですけど、課長はそれを見てからでないと判断できないというようなことなんですけど、では町長にお聞きするんですけれども、やっぱり住民の皆さんが高い国保税、ずっと身延町は高い国保税で住民の皆さんが苦しんでいらっしゃるという現実がありますけども、そこをやっぱり住民の福祉の増進ということの、自治体の長としてどういうふうにお考えなのか、どういうふうにしようとしているのか、ちょっと最後にお聞かせいただきたいと思います。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

本町の国保税が高いということは認識をしております。これも医療費とかいろんな問題で数字が出てくるものですので、一概にそれがおかしいということではないと思っています。ただ、ここにきて、今、制度がちょうど大きく変わる分岐点でありますので、やはりそこをしっかりと分析した上で舵取りをしていかないと。形だけの舵取りですと、またこの制度が変わったあと、再度また変更とか考え方を変えなければならないということになりますと逆に混乱をします。機会をしっかりと捉えて見直しというか検討をしてみたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

課長の答弁と同じなんですけども、そうではなくて町民が今、苦しんでいるその現状をやっぱりどういうふうに改善をしていくのかというふうに考えたときに、私は良い機会だし全国的にも値下げをしているところが増えているというのが現状だと思うんですね。そういう意味でもやっぱり少しでも住民の苦しみを取り除くという意味では町長として考えていかなければいけない。その制度は制度としてありますけれども、今の現状はやっぱり厳しい状況の中で皆さん、国保税を払っているという中でどういうふうに負担軽減をするのかということは、それとはまた別に考えなければいけないんじゃないかと思っておりますので、そのことについての答弁をお願いしたいと思います。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

保険制度というのは国民健康保険のみならず、社会保険とか共済保険ですとかいろいろあるわけで、それぞれの制度の中で運営をしています。もちろん国保の加入者というのは収入の少ない方々、自営業の方々、そういう方々がいらっしゃいますので、収入的にはおそらく少ない

方々が加盟しているというようには認識はしております。そういう中で高い保険料を徴収しているということも十分承知はしております。ただ、一つずつ制度の中でやっているものですので、では国民健康保険のみに町が例えば財源として一般会計からの繰り入れを多くする、そういうことは、果たしてそれが良いのかどうなのか。こういうことも含めて制度が本当に大きく変わるときですので、先ほども課長が言いましたとおり、9月19日に標準保険料率が県から示されますのでそれによってこの町の国保へ加盟している人たちの負担がどうなるのかということをしっかり分析する中で、そのへんについても考えていきたいと、そういうふうに思っております。

○議長（野島俊博君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

もちろん国保の制度というのはいろいろ変わるんですけども、国民健康保険、歴史的にも法的にもこれは国民健康保険法で社会保障および国民保険の向上に寄与することを目的とするという社会保障制度なんだというところをきちっと認識していただきたいと思うんですね。国民健康保険法の第1条、この法律の目的にはこの法律は国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障および国民健康の向上に寄与することを目的とすると。国保は社会保障に寄与する制度と明確に規定をしています。同条の第4条では国および都道府県の義務ということで国は国民健康保険事業の運営が健全に行われるように努めなければならない。第2項、都道府県は国民健康保険事業の運営が健全に行われるように必要な指導をしなければならないと国の運営責任や都道府県の指導責任を規定しています。国保は助け合いの制度ではなくて給付と負担の公平との概念で捉えることは誤りであって、国が財政的責任を負いお金のあるなしで差別されない制度であることは明確です。

そういう意味では、先ほど一般会計から繰り入れがうんぬんという話もありましたけども、多くの自治体ではもうこれ以上の住民の負担は限界だということで一般会計から繰り入れていきます。新しいこういう制度になっても厚労省はその自治体の首長が決めることだということで、国はそういうような立場にいるということで、今こそやっぱり長年住民が苦しんでいた国保税を私は安くする必要があるんじゃないかなと思うんですね。今まで借り入れとかということでしのいできましたけれども、なかなかそういう限界があるということで、今度新しい制度になるとそれもなかなかできないというようなことなので、ぜひこの機会に住民の苦しみを少しでも軽減するために引き下げをしていただきたい。繰り入れも含めて新制度になっても可能だという国会の答弁もありますし、県ともそういうような話し合いをしたということも聞いていますので、ぜひこの機会ですらういことも考えながら決めていっていただきたいということで要望しますが、先ほどの繰り入れうんぬんも含めて最後にそういう住民の苦しみをどういふふうに解決するかということで町長、もう1回答弁をお願いします。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

いずれ町として独自の制度というか政策を考えるにしても、そんな簡単に今日明日出来るものではありません。すでに9月19日に、もう直近です。県のほうから標準保険税率が示されますのでそれが出たところでそれを踏まえながら総合的に検討していく必要があるというよう

に考えております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

標準といってもそれは町が最終的には決めるということですよ。あくまでもいろんな標準は出るけれども、最終決定は町がきちっと判断をするということで、そこは確認をしたいと思えます。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

もちろんこれは町が最終的に決めることですが、とりあえずはこの標準保険料率というのがどの程度で示されるかというのはわれわれもまだ分かりません。これを見て、それが町にとってどういう税率なのか、被保険者にとってどうなのか、そういうものを総合的に今後判断していく必要があると、そういうように思っております。

○議長（野島俊博君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

分かりました。以上で私の一般質問を終わります。

○議長（野島俊博君）

渡辺文子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は午後1時とします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

○議長（野島俊博君）

休憩前に引き続き、議事を再開します。

次に通告の4番、田中一泰君の一般質問を行います。

田中一泰君の質問を許します。

登壇してください。

田中一泰君。

○2番議員（田中一泰君）

通告に基づいて質問をさせていただきます。

まず市町村事業に移行した軽度の要介護サービスについてです。

介護保険の改正によりまして要支援の1、2が介護保険から外れ市町村での対応ということになったそうですが、身延町の取り組みと考え方をお聞きしたいと思います。

介護支援1、2が町の対応になったということは、町の財源の関係はどのように変更になったのか。今までは保険料が4.5%、国が22.5%、都道府県が11.25%、町が11.25%ということで、そして町民が1%の負担というような形で運営されていたと思うんです。

けども、そこのところもお聞きしたいです。

そして介護予防サービスというのは要支援1、2と認定された方が今よりも状態が悪くならないように、また少しでも自分でできることを増やせるように利用していただくサービスというように定義されているようですけども、このところがしっかりそういう形で運営されているかどうか。そして介護予防がただの介護になってしまっているということでないかどうかというようなことも聞きたいですが、とりあえず今の身延町の新しい仕組みの中の取り組みと現在の状態をお聞きしたいと思います。

○議長（野島俊博君）

穂坂福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

お答えいたします。

平成27年4月1日施行の介護保険法の改正を受けまして要支援1、2の方に対する訪問介護および通所介護サービスにつきましては身延町では今年4月1日以降、介護保険制度の中の全国一律の基準で運用される保険給付の枠組みから同じく介護保険制度の中ではありますが市町村独自に取り組むこととされた地域支援事業の枠組みへ順次移行し、いわゆる総合事業のサービスとして提供をしております。この総合事業における訪問介護、通所介護につきましては従来の保険給付の枠組みの中で行われてきた一定の基準を満たす指定事業者によるサービスのみならず住民グループなども含めた多様な主体によるサービス提供が可能とされておりますが、現時点で本町におきましては従来の指定事業者によるサービスが提供されている状況であります。

なお、ご質問の中にありましたあくまでも介護予防のためのサービスという視点で行われているものでありまして、ご本人ができることについてはご本人にやらせてもらう。できない部分について支援をするという、そういう視点で総合事業の中で介護予防サービスは提供されているところであります。

それから財源についてのご質問がございました。財源につきましては、従来の保険給付の枠組みの財源と同じ財源構成になっておりまして財源的にはなんら変わるところはありません。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（野島俊博君）

田中一泰君。

○2番議員（田中一泰君）

支援1、2ということが今までと同じ状態ということで保険から外れたら自己負担になってしまうのではないかというような心配している声も聞くところで質問をさせていただきました。

肝心なことは支援の状態が少しでも改善するように取り組んでいるということは分かるんですけども、支援になる前の人たちに対する対応がどういふようになっているのか。本来はそこが大切でもう少しそういう、今まだ支援とかそういうことに関係ない人たちがそういう状態にならないようにするための知識とか介護に対するそういう考え方、そういう生活の仕方などを抑えていくというか、それを町民に知らせていくということがすごく大切ではないかなというように思います。そこを、医療も同じなんですけども病気になってしまえばもう病院へ行けばいいんですけども、病気になる原因というのが生活習慣とか食べ物とかそういうものといろいろ言われているけども、そこのところを変えていく、病気にならないような生活をしてもらう

ために行政はリードしていくことがこれから本当、求められているのではないかなというように思います。病気にならない人が増えれば、先ほども国保の問題もありましたけども国保も当然、抑えることもできるだろうし、それにはやっぱり病気になった人はもうそれを介護とか看護で治していくのは仕方ないことなんですけども、それにならないような取り組みをより真剣に進めていってもらいたいと。それにはやっぱり行政の中の組織の中で例えば子育て、福祉、そして生涯教育もそうですけども、そういういろんな部署、町民課もそうですよね。医療の関係。そういうところがまとまって1つの方向で町民の健康を守っていくというような考え方をしてほしいと思うんです。そして現在そういう行政の中で縦割りではなくて、横につないだ検討する機会というものはあるのでしょうか。

○議長（野島俊博君）

田中君、これは1番の関係でやっているということですか。

○2番議員（田中一泰君）

そうです。

○議長（野島俊博君）

お答えしていただけますか。

穂坂福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

ただいまの田中議員のご質問ですが、要支援になる前の取り組みが必要であろうと。かつ行政の縦割りを超えた横の連携をしっかりとっていくべきだという趣旨であろうと思います。まず要支援、要介護状態にならないために介護予防事業ということに取り組んでいるところでございます。この介護予防事業につきまして若干お話をさせていただきますが、従来の介護予防事業につきましては、介護リスクの高い高齢者と元気な高齢者に区分けして実施をしてきたところであります。いわゆる総合事業の中ではそのような区分けを必要とせず、また要支援、要介護の認定を受けている方も含めて一般介護予防事業として行うことができることとなりまして、本町におきましては今、力を入れているのはいきいき百歳体操、これをこの一般介護予防事業に位置づけまして普及に努めているところでありまして、現在は43グループ、600人を超える方々が週に1回、身近な通いの場所でこの体操に取り組んでおりまして、週1回この体操を楽しみにされている方が多いと聞いております。

なお、いきいき百歳体操を取り組み始めたときの経過を若干説明させていただいて、行政内部での横の連携についてのお答えとさせていただきたいと思いますが、まずはこの百歳体操、町民の方に知っていただきたいということで、講演会を企画したわけなんです。1人でも多くの方に参加をしていただきたいという思いの中で福祉保健課、それから社会福祉協議会、それから生涯学習課との打ち合わせ等を重ねまして講演会につなげていったというような経過もございまして、1つの例ではあります行政内部では横の連携、必要に応じて取っているという状況であります。

以上です。

○議長（野島俊博君）

田中一泰君。

○2番議員（田中一泰君）

たしかに私の地区でも百歳体操を始めて人が集まって、週1回ずっとやっています。こうい

う活動が本当に大切なんだと思いますので、そういうせっかく42カ所、これからももっと増えていってもらいたいですけども、そういう機会を捉えて行政のいろいろなこともそういう集まった町民に伝えていく、その人たちがまた自分の家に帰って隣近所の人にも伝えるというような形で広がっていくことを望みます。

要支援サービスについてはそういうことで行政内の横の連携もとっているということですので、これからもますますそういうことで進めていって介護もそうですけども、医療関係のものも抑えられるような状況を目指してやっていってもらいたいというように思います。

次に学校統合後の校舎の活用策ということですけども、先ほど同僚議員が同じテーマで質問しておりますので、それに重複しないように考えながら聞きたいと思います。

先ほど活用検討委員会を設置するということではありますが、たしかにそういう地元の声を聞くにはそれが必要だというように思います。そしてそういう中で検討してもらおうということですけども、どのような利用がいいかなというように1つ提案というか、考えていただきたいと思うんですけども、ああいう大きな施設、今まで地域の中心になっていたような施設ですので、これからもそういうような場所として活用できることが本当はいいと私は思っています。例えばあれだけの教室の数から考えましてもいろんな使い方ができるのではないかと。町民のその地域の人たちの交流の場にしていくことができるのではないかと思います。

今、地域の力がどうしても弱くなっていて公民館活動なんかも行われなくなったりしています。そういう中で百歳体操ということはすごくきっかけをつくっていいと思うんですけども、今のいろんな町でやっていることを見ますと全部ばらばらになっているのかなと思います。例えば学童は学童、そして大人の高齢者の通所介護みたいなところはその場所、障がい者の介護はまた別の障がい者だけの場所というような形。それよりも学童がいて、そして例えば保育園の子どもたちがいて、そしてそういう介護の人たちもいる、高齢者もいる。そこが今の学校の施設の中でうまくすみ分けてそこに行けば、みんないろんな世代の人と交流できるような場に使うということはいかがでしょうか。そして今、避難場所に体育館を指定されていると思うんですけども、体育館が耐震できていればいいんですけども、学校の校舎って耐震ができていますよね。そういう意味でも即使える。避難場所として、その場所を確保しておくということも1つの手ではないかと。日常使っているところが避難場所になってしまうということならば、そんなに違和感はないと思うんですけども、全然使っていないところにいきなり避難だからそこに避難しましょうということよりも管理もしっかりした状態の中で学校を使うということは必要なことではないかと思います。それはこれから人口が減ったりなんかしたときに、そういう集まる場所があることがこれから求められていくと思いますので、ここの今、校舎が空いてしまったという状況の中で、そこを活用するというにはある意味ではちょうどいい場所ができたなというように私は捉えています。そういう意味で学校統合のこれからまた活用を、地域の活用検討委員会、そういうものも設けるということですので、そういう声を聞きながらそして行政としては行政の大きなビジョンの中で、おそらくどのように使うかということは決まってくると思うんですけども、できるならばそういうような地域の拠点にするような活用の仕方ができればいいのかなというように考えています。学校統合についてはそういうことで活用委員会を開きながら本当によい活用を考えていってもらいたいと思います。

○議長（野島俊博君）

田中一泰君、これは田中君の要望ということで受け止めてよろしいですか。

○2番議員（田中一泰君）

そうです。校舎について、本来聞くべきことが質問として出ていますので要望というか、そういう取り組みを行政にはぜひお願いしたいということです。

続きまして、みのぶ自然の里についてちょっとお聞きしたいと思います。

みのぶ自然の里が身延観光センターの指定管理も決まっていますよ、実現に向けて今、進んでいることと思います。その中で現在どういう状況にあるのか、そしてこれからのどのような形で運営をしていくのか、そこをできれば細かく町民の人たちにも、今、こんな状態でやってこんな施設になっていくからというようなことを、やっぱり情報を提供していくということも大切なことではないかなと思っています。そしてあそこでやることはなかなか大変なことではないかなと思うんですけども、やるからには必ず成功するように全力を尽くしてやってもらいたいと思っていますけども、現状について伺います。

○議長（野島俊博君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

それではお答えをさせていただきたいと思います。

みのぶ自然の里にかかる進捗状況につきまして、お答えいたします。

現在、施工中の施設増改築工事につきましては、工期であります10月20日、完成を目指して順調に進んでおります。しかしながら、工事を進める中でお客様方を気持ちよくお迎えするために、追加工事が必要となり、必要な工期として約20日間程度、工期延長の変更契約をさせていただく予定であります。

その他の諸準備につきましては指定管理者でありますNPO法人 身延観光センターにおいて本年中のオープンに向け施設の備品等を順次発注しております。また集客対策としてホームページの作成やポスター、チラシも順次作成する予定となっており、これらと並行して各方面へのPRも始めているところでございます。

今後、工事竣工に向けて鋭意努めるとともに施設の運営体制を万全に整えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

田中一泰君。

○2番議員（田中一泰君）

ありがとうございます。開業時期というのはいつごろになるのでしょうか。

○議長（野島俊博君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えさせていただきます。

先ほども答弁をさせていただきましたが本年中にオープンしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

田中一泰君。

○2番議員（田中一泰君）

本年中ということは30年の3月末のうちということでしょうか。29年の中ということでしょうか。

○議長（野島俊博君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えさせていただきます。

今年中ということですので12月までにはオープンしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

田中一泰君。

○2番議員（田中一泰君）

スタッフについては、もう人員を確保しているということでしょうか。

○議長（野島俊博君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えさせていただきます。

必要な人員は確保しているというふうに承知しております。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

田中一泰君。

○2番議員（田中一泰君）

分かりました。ではその今年中の開業に向けて頑張っていたいただきたいと思います。

この間ちょっとSNSを見ていましたら自然の里の全景と、こんなことをやるよというようなものが載っていました。頑張っているんだなというように思いましたので、やっぱりあいう、今は本当にSNSとかの情報というのがすごく大きい力を発揮しておりますので、こういうのをを使ってこれからも成功に向けて頑張ってもらいたいなと思っております。

以上で予定した質問を終わります。

○議長（野島俊博君）

田中一泰君の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は終了しました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

○議会事務局長（佐野勇夫君）

最後に相互にあいさつを交わします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時24分

平成 2 9 年

第 3 回身延町議会定例会

9 月 1 4 日

平成29年第3回身延町議会定例会（3日目）

平成29年9月14日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 認定第1号 平成28年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第3 議案第70号 身延町地域活動支援センター条例の制定について
- 日程第4 議案第71号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第72号 身延町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第73号 身延町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第74号 身延町みのぶ自然の里条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第75号 平成29年度身延町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第76号 平成29年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第77号 平成29年度身延町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第78号 平成29年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第79号 平成29年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

2.出席議員は次のとおりである。(13名)

| | | | | | |
|-----|----|----|-----|----|----|
| 1番 | 赤池 | 朗 | 2番 | 田中 | 一泰 |
| 3番 | 広島 | 法明 | 4番 | 柿島 | 良行 |
| 5番 | 芦澤 | 健拓 | 7番 | 河井 | 淳 |
| 8番 | 福與 | 三郎 | 9番 | 草間 | 天 |
| 10番 | 川口 | 福三 | 11番 | 渡辺 | 文子 |
| 12番 | 伊藤 | 文雄 | 13番 | 深澤 | 勝 |
| 14番 | 野島 | 俊博 | | | |

3.欠席議員は次のとおりである。

なし

4.地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

| | | | |
|---------|-------|---------|-------|
| 町長 | 望月幹也 | 副町長 | 瀧本勝彦 |
| 教育長 | 鈴木高吉 | 総務課長 | 笠井祥一 |
| 会計管理者 | 笠井喜孝 | 政策室長 | 遠藤基 |
| 財政課長 | 村野浩人 | 税務課長 | 佐野和紀 |
| 町民課長 | 熊谷司 | 福祉保健課長 | 穂坂桂吾 |
| 観光課長 | 佐藤成人 | 子育て支援課長 | 望月由香里 |
| 産業課長 | 望月真人 | 建設課長 | 水上武正 |
| 土地対策課長 | 小笠原正人 | 水道課長 | 埜村公文 |
| 環境下水道課長 | 羽賀勝之 | 下部支所長 | 柿島利巳 |
| 身延支所長 | 佐野昌三 | 学校教育課長 | 伊藤克志 |
| 生涯学習課長 | 高野博邦 | | |

5.職務のため議場に出席した者の職氏名(2人)

議会事務局長 佐野勇夫
録音係 大村隆

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（佐野勇夫君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（野島俊博君）

本日は大変ご苦労さまです。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第3号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として地方自治法第121条の規定に基づき、出席通知のありました者の職氏名につきましては、先の会議で一覧表として配布したとおりでございます。

本日は質疑および委員会付託の日程になっております。

お手元に配布した委員会付託表のとおり認定第1号は決算審査特別委員会に付託し、議案第70号から議案第79号までを各常任委員会に付託を予定しておりますので、質疑は大綱のみに留めてください。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 認定第1号 平成28年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

本日はお手元に配布のとおり一般会計を4項目に分け、これに全特別会計を加えて合計5項目に分け質疑を行います。

1項目ごとの質疑回数、議員原則には3回までとなっております。

まず1項目め、一般会計の歳入を一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で1項目めの質疑を終わります。

次に2項目め歳出、議会費、総務費、消防費、公債費、諸支出金、予備費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

初めてのことでちょっと戸惑っておりますけども、これは歳入歳出全体について質問ということでもよろしいですか。それはまずいですか。総括。

○議長（野島俊博君）

歳入の部分については、歳入一括ですね。歳出につきましては、この間のご説明のとおり。

○5番議員（芦澤健拓君）

一応、昨日の全協審査でこういうことを聞きたいということで申し上げたことはいつ、どこで聞けばいいのかわからない、ちょっと今、分からなくて困っているんですけど。

○議長（野島俊博君）

歳入ですね。

○5番議員（芦澤健拓君）

歳入の部分。では駄目ですね。

○議長（野島俊博君）

よろしいですか。ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で2項目めの質疑を終わります。

次に3項目め歳出、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、災害復旧費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で3項目めの質疑を終わります。

次に4項目め歳出、教育費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で4項目めの質疑を終わります。

次に5項目め、特別会計を一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で5項目めの質疑を終わります。

以上で認定第1号の質疑を終わります。

日程第3 議案第70号 身延町地域活動支援センター条例の制定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第70号の質疑を終わります。

日程第4 議案第71号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第71号の質疑を終わります。

日程第5 議案第72号 身延町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第72号の質疑を終わります。

日程第6 議案第73号 身延町手数料条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑はありませんか。

川口福三君。

○10番議員(川口福三君)

73号について、ちょっと伺います。

これは手数料条例の中で謳われているんですが、この手数料に対して何を基準にこの100グラム10円という金額を決めたのか、その根拠について伺います。

○議長(野島俊博君)

望月産業課長。

○産業課長(望月真人君)

お答えします。

今回の手数料につきましては拠点施設の枝豆の共選、選別、加工に関する手数料です。本来ならば受益者負担の原則に基づき、かかる経費に基づきまして算出すべきですけど、まだ実際に稼働していない、正確な出荷量が見込めない、あとある程度、共選手数料を抑えることによって生産者の出荷意欲を高めたい、そのような考えの中で全国の枝豆の共選の手数を調査した結果、おおむね平均値が100円というようなことで、今回100円ということ提案させていただきました。

なお、拠点施設が本格稼働し軌道に乗った段階で再度経費を精査し、検討する必要があると考えております。

以上でございます。

失礼しました。100グラム当たり10円でございます。よろしく申し上げます。

○議長(野島俊博君)

川口福三君。

○10番議員(川口福三君)

そうするとこの10円という金額はあくまでも選別だけの手数料であって、例えば袋詰めとか、いわゆる資材にかかるものはこれは上乘せになるということですか。

○議長(野島俊博君)

望月産業課長。

○産業課長(望月真人君)

枝豆につきましては選別、袋詰め、加工をJAふじかわに委託を考えております。今のところ枝豆300グラム1パックにつきましては、販売価格を1袋500円で考えてございます。

その中には先ほど申し上げました共選手数料、そしてJAの販売手数料、消費税、そして袋代ですね、そちらを差し引いた額が生産者に精算した形で支払うような形になります。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

他に質疑はありませんか。

（ な し ）

他に質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第73号の質疑を終わります。

日程第7 議案第74号 身延町みのぶ自然の里条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第74号の質疑を終わります。

日程第8 議案第75号 平成29年度身延町一般会計補正予算（第3号）について質疑を行います。

一般会計については款別に質疑を行います。お手元に配布のとおり4項目に分けて行います。

1項目め、歳入を一括して行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で1項目めの質疑を終わります。

次に2項目め歳出、総務費、消防費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

柿島君。

○4番議員（柿島良行君）

補正予算案（第3号）について質問をいたします。

今、歳出の款別質疑ですけども、総務費の中にかかる問題で全項目に関係しますけども、それでよろしいでしょうか。

○議長（野島俊博君）

総務費の中のということですね。

○4番議員（柿島良行君）

主に関わる問題で、全歳出に関わってきますけれどもそれでよろしいでしょうか。

○議長（野島俊博君）

それは許可します。

○4番議員（柿島良行君）

本補正予算には全体的に多くの各種工事請負費が計上をされています。そこでこの工事請負費の各種工事の請負の発注について町長にお伺いをしたいと思います。

例えば平成28年度の工事請負費の一例を取り上げた場合、観光資源の魅力アップ事業等の中で桜の里づくり事業として、クラフトパーク内の桜の植樹には整地植樹に約3,500万円の工事が実施をされております。この工事の受注は甲府市の造園業者でありますグリーンテックという会社が1社で受注し工事を施工しております。今回の第3号補正予算案の中にも、しだれ桜の里づくり整地植栽工事費が計上されているわけですが、この整地植栽工事につきましても、造園業者でなければできない仕事なのか。例えば町内にある一般建設業者でも施工できないのかという疑問を私は持っております。

身延町には本年3月制定されました中小企業・小規模企業振興条例があります。町が発注する工事、物品購入、請負等における中小企業等の受注機会の増大に努めると条例の中で制定しております。町内の建設業者で施工できる仕事は、この条例の趣旨も踏まえながら町内事業者の振興を考えて発注方法を多角的に検討していただき、できる限り町内業者が参加できるようにすることが必要ではないかと思っております。

以上のことから本補正予算に計上されております各種工事の請負契約の発注方法について、振興条例の目的も踏まえながら町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

お答えしたいと思います。

議員さんがおっしゃった身延町中小企業・小規模企業振興基本条例、先ほど言われた条文は第11条の第7項にある規定で、町が発注する工事については工事、物品購入、請負等における中小企業等の受注機会の増大に努めることという規定がなされております。この規定は今年の4月1日から施行されましたが、この施行の前からわれわれとしても地元業者への発注を心がけてきたことは確かであります。

今回はこの桜の里の整備、最終の整備になるわけですが、金額的にも1億8千万円という大きな金額になります。昨年との規模と比べてもかなり大きい工事ですので、今、私どもで検討しているのはまず進入路の工事が最初に入ります。これはできれば町内の土木業者に発注する予定であります。次に木の伐採と伐根の工事が入ります。これも町内の建設業というか土木業者に発注を検討しております。もう1つはそれが済みまして今度は植栽に入るわけですが、植栽に見合った造成をしなければなりませんので、これについては専門の造園業者に発注をしたいと思っております。この造園業者には前回補正予算で発注をさせていただいておりますけれども、1期工事の一番下側のところですが、本町にも2社、造園の届け出がございますので、その2社を含めた中で発注をかけたいと考えております。最後にこれ同時進行になるかと思っておりますけれども、シカ除けとかイノシシ除けのフェンスの設置が必要になりますので、そのフェンスについても町内業者に発注をしたいということで、今、4区分に分けて発注を考えているところでございます。

以上です。

○議長（野島俊博君）

他に質疑はありませんか。

柿島君。

柿島君、本案は連合審査を予定しておりますので詳細なものは連合審査でお願いいたします。

○4番議員（柿島良行君）

今、町長の答弁をいただきましたけども1つだけちょっと教えてください。

今、町内に2つの造園業者の登録があるという話がありましたけども、前回の、28年度の整地植栽の入札資格、応札の部分についてはその2社は該当業者に入っているんですか、いないんですか。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

前は入っておりません。というのは実績のあるというところも指名の中にありまして、その2業者は造園については今まで実績がなかったんですが、今回この基本条例が出たことで実績でなくて指名参加願いを出している以上、チャンスをとということで今回は入れさせていたいています。

○議長（野島俊博君）

他に質疑はありませんか。

（ な し ）

他に質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で2項目めの質疑を終わります。

次に3項目め歳出、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、土木費、災害復旧費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で3項目めの質疑を終わります。

次に4項目め歳出、教育費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で4項目めの質疑を終わります。

○町長（望月幹也君）

議長、ちょっとよろしいですか。一般会計。先ほど答弁したことについて。

○議長（野島俊博君）

許可します。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

すみません、先ほど柿島議員さんの質問の中で前は入っておりませんと言いましたけど、去年の発注の段階では町内に2業者は入っておりませんでしたけど、本年7月31日に第1期工事の下側ですね、下側を発注した際には町内の業者は入っておりますので、前回というよりも去年の発注には入っておりません。今年の発注からは該当する町内業者は指名に入っております。すみません、そういうことです。

○議長（野島俊博君）

柿島君、よろしいですね。

（はい。の声）

それでは以上で4項目めの質疑を終わります。

以上で議案第75号の質疑を終わります。

日程第9 議案第76号 平成29年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第76号の質疑を終わります。

日程第10 議案第77号 平成29年度身延町介護保険特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第77号の質疑を終わります。

日程第11 議案第78号 平成29年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

川口福三君。

○10番議員（川口福三君）

78号について1点だけ伺います。

今現在、上之平はじめ大島等が工事されているんですが、町の全体計画としてこの簡易水道はどの程度進んでおられるのか。今後まだ計画があるのかどうか、その2点について伺います。

○議長（野島俊博君）

埜村水道課長。

○水道課長（埜村公文君）

今現在、今おっしゃったとおり大島等をやっています。今現在は大城簡水、あと塩之沢地区を行っている身延中央簡水と、曙地区の中富西部簡易水道事業を今現在、行っております。今現在、中富西部簡易水道につきましては、古長谷地区を施工しております。これからの計画としまして福原地区、あと矢細工地区などの予定が計画されております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

他に質疑はありませんか。

田中一泰君。

○2番議員（田中一泰君）

簡易水道建設費のところですけども、7ページ。工事請負費の445万1千円がこの設計測量委託料の445万1千円に変わっているということだと思んですけども、これ業務が全然違うことですよ。工事と設計委託というのは、どうしてこういうことになったのか、ちょっと教えていただきたい。

○議長（野島俊博君）

田中君、詳細のほうはぜひ委員会のほうで徹底的にやっていただきたいと思んですけども、よろしいですか。

（はい。の声）

ほかに質問はありますか。どうでしょうか。

（なし）

それでは質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第78号の質疑を終わります。

日程第12 議案第79号 平成29年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第79号の質疑を終わります。

お諮りします。

お手元に配布した委員会付託表のとおり認定第1号は決算審査特別・・・。

柿島君。

○4番議員（柿島良行君）

議会運営委員長として今回、質疑の関係は初めて5つに分けた款ごとの質疑になりまして、初めて執り行ったわけでございますけども、このことについて少々、相談したい議がありますのでここで休憩を求めます。

○議長（野島俊博君）

それでは許可しまして、休憩を取りまして再開は9時45分とします。

休憩 午前 9時29分

再開 午前 9時45分

○議長（野島俊博君）

それでは休憩前に引き続き、議事を再開します。

お諮りします。

お手元に配布した委員会付託表のとおり認定第1号は決算審査特別委員会に付託し、議案第70号から議案第79号までを各常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、付託表のとおり決算審査特別委員会および各常任委員会に付託します。
これもちまして、本日の議事日程は終了しました。
これから現地調査となっていますので、よろしく願いを申し上げます。
大変ご苦労さまでした。

○議会事務局長（佐野勇夫君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

お疲れさまでした。

散会 午前 9時46分

平成 2 9 年

第 3 回身延町議会定例会

9 月 2 7 日

平成29年第3回身延町議会定例会（4日目）

平成29年9月27日
午後 1時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 諸般の報告
日程第2 委員長報告
日程第3 認定第1号 平成28年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について
日程第4 議案第70号 身延町地域活動支援センター条例の制定について
日程第5 議案第71号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第6 議案第72号 身延町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第7 議案第73号 身延町手数料条例の一部を改正する条例について
日程第8 議案第74号 身延町みのぶ自然の里条例の一部を改正する条例について及び修正案
日程第9 議案第75号 平成29年度身延町一般会計補正予算（第3号）
日程第10 議案第76号 平成29年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第11 議案第77号 平成29年度身延町介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第12 議案第78号 平成29年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第13 議案第79号 平成29年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第14 請願第1号 子どもたちのゆたかな教育環境をつくるための、教職員定数改善に関する請願書
日程第15 委員会の閉会中の継続調査について
追加日程第1 議案第80号 財産の取得について
追加日程第2 同意第18号 身延町教育委員会委員の任命について
追加日程第3 発議第1号 子どもたちのゆたかな教育環境をつくるための、教職員定数改善に関する意見書案について
追加日程第4 発議第2号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書案について

2.出席議員は次のとおりである。(12名)

| | | | | | |
|-----|----|----|-----|----|----|
| 1番 | 赤池 | 朗 | 2番 | 田中 | 一泰 |
| 3番 | 広島 | 法明 | 4番 | 柿島 | 良行 |
| 5番 | 芦澤 | 健拓 | 7番 | 河井 | 淳 |
| 8番 | 福與 | 三郎 | 9番 | 草間 | 天 |
| 11番 | 渡辺 | 文子 | 12番 | 伊藤 | 文雄 |
| 13番 | 深澤 | 勝 | 14番 | 野島 | 俊博 |

3.欠席議員は次のとおりである。

10番 川口 福三

4.地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

| | | | | |
|-------------|---|--------|-------------|----------|
| 町 | 長 | 望月 幹也 | 副町長 | 瀧本 勝彦 |
| 教 育 | 長 | 鈴木 高吉 | 総務課長 | 笠井 祥一 |
| 会 計 管 理 者 | | 笠井 喜孝 | 政策室長 | 遠藤 基 |
| 財 政 課 | 長 | 村野 浩人 | 税 務 課 | 長 佐野 和紀 |
| 町 民 課 | 長 | 熊谷 司 | 福 祉 保 健 課 | 長 穂坂 桂吾 |
| 観 光 課 | 長 | 佐藤 成人 | 子 育 て 支 援 課 | 長 望月 由香里 |
| 産 業 課 | 長 | 望月 真人 | 建 設 課 | 長 水上 武正 |
| 土 地 対 策 課 | 長 | 小笠原 正人 | 水 道 課 | 長 埜村 公文 |
| 環 境 下 水 道 課 | 長 | 羽賀 勝之 | 下 部 支 所 | 長 柿島 利巳 |
| 身 延 支 所 | 長 | 佐野 昌三 | 学 校 教 育 課 | 長 伊藤 克志 |
| 生 涯 学 習 課 | 長 | 高野 博邦 | | |

5.職務のため議場に出席した者の職氏名(2人)

議会事務局長 佐野 勇夫
録音係 大村 隆

開会 午後 1時00分

○議会事務局長（佐野勇夫君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（野島俊博君）

本日は大変ご苦労さまです。

川口議員から欠席の届出が提出されていますので報告します。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第4号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として地方自治法第121条の規定に基づき、出席通知のありました者の職氏名につきましては先の会議で一覧表として配布したとおりでございます。

なお本日は議案1件、同意1件、意見書案2件が追加案件となっています。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 委員長報告。

（1）決算審査特別委員会に付託した認定第1号について委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長 広島法明君、登壇してください。

広島君。

○決算審査特別委員長（広島法明君）

それでは報告書に基づいて報告させていただきます。

（以下、決算審査特別委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（野島俊博君）

以上で決算審査特別委員会委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で決算審査特別委員会の審査報告に対する質疑を終わります。

引き続き総務産業建設常任委員会に付託した議案第72号、議案第73号、議案第74号、議案第75号および議案第79号の委員長報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長、広島法明君。

○総務産業建設常任委員長（広島法明君）

お手元に届いております報告書に基づいて報告させていただきます。

（以下、総務産業建設常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（野島俊博君）

以上で総務産業建設常任委員会委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で総務産業建設常任委員会委員長の審査報告に対する質疑を終わります。

広島委員長は自席にお戻りください。

次に教育厚生常任委員会に付託した議案第70号、議案第71号、議案第76号、議案第77号および議案第78号について委員長の報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長 田中一泰君、登壇してください。

田中君。

○教育厚生常任委員長（田中一泰君）

委員会審査報告を報告書に基づいて報告いたします。

（以下、教育厚生常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（野島俊博君）

以上で委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で教育厚生常任委員会の審査報告に対する質疑を終わります。

引き続き、教育厚生常任委員会に付託した請願第1号について委員長の報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長 田中一泰君。

田中君。

○教育厚生常任委員長（田中一泰君）

請願審査報告書。

（以下、教育厚生常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（野島俊博君）

以上で委員長の報告が終わりました。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で請願第1号についての審査報告に対する質疑を終わります。

田中委員長は自席にお戻りください。

日程第3 認定第1号 平成28年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定についての
討論を行います。

本件はお手元に配布のとおり一般会計を4項目に分け、これに全特別会計を加えて合計5項目に分け討論を行います。

1項目め、一般会計の歳入を一括して討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで1項目めの討論を終わります。

次に2項目め歳出、議会費、総務費、消防費、公債費、諸支出金、予備費の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで2項目めの討論を終わります。

次に3項目め歳出、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、災害復旧費の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで3項目めの討論を終わります。

次に4項目め歳出、教育費の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで4項目めの討論を終わります。

次に5項目め、特別会計を一括して討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

渡辺文子君。

○11番議員(渡辺文子君)

認定第1号 平成28年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について、身延町介護保険特別会計について反対討論をいたします。

介護に携わる現場の皆さんが献身的に努力をし、工夫をしていることは承知をしています。しかし介護保険制度の度重なる改正で利用者も家族も保険料や利用料の重い負担に苦しんでいます。今年も不納欠損額の計上があり3人分23万3,040円でした。日本共産党身延町委

員会で実施した町民アンケートの回答でも国保税と介護保険料、利用料の負担軽減を求めるものが多くありました。利用料の負担が重く必要なサービスが受けられないという声が多く寄せられています。国民に負担を押し付ける制度改正でなく、誰もが安心して必要なサービスを受けられる制度にすべきだと考え、この決算に反対をいたします。

次に身延町後期高齢者医療特別会計について反対をいたします。

わずかな年金しかもらっていない人や無年金の人からも保険料を取り、改定ごとに保険料が上がっていく仕組みなどお年寄りいじめの後期高齢者医療制度は廃止すべきで、この決算には反対をいたします。

以上です。

○議長（野島俊博君）

次に原案に賛成者の発言を許します。

討論はありますか。

河井君。

○7番議員（河井淳君）

認定第1号 特別会計について賛成の立場で討論をいたします。

後期高齢者医療特別会計につきましては、国の制度によってそれを町として実行しているところがございます。この認定第1号につきましてはこの実施内容、お金の使われ方が正しいかどうかを審議するものであります。その内容につきましては、まったく問題のないというところで賛成の立場で討論といたします。

○議長（野島俊博君）

次に反対討論はありますか。

（ な し ）

反対討論がないので、5項目めの討論を終わります。

以上で認定第1号の討論を終わります。

これから認定第1号 平成28年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

認定第1号に対する委員長の報告は、認定とするものです。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって、認定第1号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第4 議案第70号 身延町地域活動支援センター条例の制定についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第70号 身延町地域活動支援センター条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

議案第70号に対する委員長の報告は、可決とするものです。
委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。
(挙 手 全 員)
挙手全員であります。
よって、議案第70号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第71号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例についての討論を行います。
まず原案に反対者の発言を許します。
討論はありませんか。
(な し)
討論がないので、討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第71号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。
お諮りします。
議案第71号に対する委員長の報告は、可決とするものです。
委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。
(挙 手 全 員)
挙手全員であります。
よって、議案第71号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第72号 身延町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。
まず原案に反対者の発言を許します。
討論はありますか。
(な し)
討論がないので、討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第72号 身延町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。
お諮りします。
議案第72号に対する委員長の報告は、可決とするものです。
委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。
(挙 手 全 員)
挙手全員であります。
よって、議案第72号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第73号 身延町手数料条例の一部を改正する条例についての討論を行います。
まず原案に反対者の発言を許します。
討論はありますか。
(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第73号 身延町手数料条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

議案第73号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第73号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第74号 身延町みのぶ自然の里条例の一部を改正する条例について及び修正案の討論を行います。

この原案には修正案がありますので討論は原案賛成者、原案および修正案反対者、原案賛成者、最後に修正案賛成者の順に行うこととなります。

まず原案賛成者の発言を許します。

この原案賛成は原案の内容のすべてに賛成ということであります。

討論はありますか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

次に原案および修正案反対者の発言を許します。

原案、修正案に反対の方です。

反対討論はありますか。

渡辺文子君。

○11番議員(渡辺文子君)

議案第74号 身延町みのぶ自然の里条例の一部を改正する条例について反対討論をいたします。

今年2月のみのぶ自然の里条例制定の臨時議会でも反対討論で述べましたが、この事業には十分な準備と確かな体制が必要です。目玉である地産地消の食事提供についても十分な準備ができていないとは思えません。

今回、委員会審議の中で修正が話し合われましたが、文章を少し変えれば良いという問題ではないと思います。以前、指摘をした運営委員会なども条例に入れるべきで、この条例では賛成することができません。

○議長(野島俊博君)

ほかに反対討論はありますか。

(はい。 の声)

ほかにも反対討論がありますが、討論相互の原則により他の討論が一巡してから許します。

次に先ほど原案および修正案に反対の討論がありましたので原案に賛成者の発言を許します。

賛成討論はありますか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

次に原案および修正案に反対討論がありましたので修正案に賛成者の発言を許します。
賛成討論はありますか。

深澤勝君。

○13番議員（深澤勝君）

修正案につきましては、委員会の中で17条と今回の4条3項の整合性を保つために修正案を提出したものでございます。したがって、その整合性を整えるための修正ということでお願いをしたいと思います。

○議長（野島俊博君）

ほかに反対討論はありますか。

芦澤健拓君。

○5番議員（芦澤健拓君）

私、食事のほうではなくて休所日のほうなんですけども、一般的に宿泊施設の場合にはシフトという形で勤務者を分けて休みがない形のほうが一般的であろうと思います。それで、これはいかにもなんかお役所仕事のような気がするんですけども、休所日を設ける、しかもここには公休的休所日を設けるとあって、週休制のようなことをいっておりますので、私はこれはちょっと宿泊施設として不適當であるというふうに考えましたので、この18条の改正には反対いたします。

○議長（野島俊博君）

次に先ほど原案および修正案に反対がありましたので原案に賛成者の発言を許します。
賛成討論はありますか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

次に原案および修正案に反対討論がありましたので、修正案に賛成者の発言を許します。
賛成討論はありますか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

以上で議案第74号の討論を終わります。

これから議案第74号 身延町みのぶ自然の里条例の一部を改正する条例について及び修正案を採決します。

お諮りします。

議案第74号に対する委員長の報告は別紙のとおり修正議決、修正議決した部分を除く部分は原案可決であります。

まず委員長の報告のとおり別紙のとおり修正議決にすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって、議案第74号は修正議決することに決定しました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く議案第74号を採決します。

お諮りします。

修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって、修正議決をした部分を除く部分については原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第75号 平成29年度身延町一般会計補正予算(第3号)の討論を行います。

一般会計については款別に討論を行います。

お手元に配布のとおり4項目に分けて行います。

まず1項目め、歳入を一括して行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで1項目めの討論を終わります。

次に2項目め歳出、総務費、消防費の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで2項目めの討論を終わります。

次に3項目め歳出、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、土木費、災害復旧費の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで3項目めの討論を終わります。

次に4項目め歳出、教育費の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで4項目めの討論を終わります。

以上で議案第75号の討論を終わります。

これから議案第75号 平成29年度身延町一般会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。

議案第75号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって、議案第75号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第76号 平成29年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第76号 平成29年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。

議案第76号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第76号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第77号 平成29年度身延町介護保険特別会計補正予算(第2号)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第77号 平成29年度身延町介護保険特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。

議案第77号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって、議案第77号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第78号 平成29年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第78号 平成29年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。

議案第78号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第78号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第79号 平成29年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第2号)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第79号 平成29年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。

議案第79号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第79号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14 請願第1号 子どもたちのゆたかな教育環境をつくるための、教職員定数改善に関する請願書の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから請願第1号 子どもたちのゆたかな教育環境をつくるための、教職員定数改善に関する請願書を採決します。

お諮りします。

請願第1号に対する委員長の報告は、採択とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、請願第1号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第 15 委員会の閉会中の継続調査について。

総務産業建設常任委員長、教育厚生常任委員長、議会運営委員長、議会広報編集委員長から委員会においての調査中の事件について会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配布した申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

本日、議案 1 件、同意 1 件、意見書案 2 件が追加案件となっています。

この案件を本日の日程に追加することにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、追加案件は本日の日程に追加することに決定しました。

追加日程第 1 議案第 80 号 財産の取得についてを議題とします。

町長から本案について提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長(望月幹也君)

それでは議案第 80 号について、提案理由を説明申し上げます。

財産の取得についてであります。

下記の財産を取得することについて議会の議決を求めます。

記

1. 財 産 の 種 類 動産
2. 物品名および数量 スクールバス 2 台
3. 契 約 の 方 法 指名競争入札による契約
4. 購 入 金 額 1,555 万 2 千円
5. 購 入 先 山梨県甲府市酒折 1 丁目 2 番 10 号
山梨日野自動車株式会社 代表取締役社長 飯室允敬

提案理由を申し上げます。

平成 30 年 4 月 1 日、大河内小学校と身延小学校が統合するにあたり通学支援のためスクールバスを購入する必要が生じました。

ついては、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号および身延町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、又は処分範囲を定める条例第 3 条の規定により当該財産の取得にあたり議会の議決が必要であります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

以上でございます。なお、詳細につきましては財政課長が説明いたしますのでよろしくお願いたします。

○議長（野島俊博君）

次に議案第80号の内容説明を求めます。

村野財政課長。

○財政課長（村野浩人君）

議案第80号 財産の取得について説明をさせていただきます。

2枚目の議案第80号関係資料をご覧ください。

買い入れようとする財産はスクールバス2台であります。

予定価格は消費税を含んだ1,809万4,640円で入札年月日は平成29年9月20日
であります。

入札場所は身延町中富総合会館2階会議室であります。

入札参加につきましては指名業者7社中5社が辞退したため、記載してあります2社であり
ます。

入札金額、入札率はそれぞれ記載してあるとおりでありますのでご覧ください。

落札者は山梨日野自動車株式会社に消費税を含んだ1,555万2千円で5月20日に仮契
約を締結いたしました。

なお、納入期限は平成30年2月28日。納入場所につきましては、身延町下部保健センター
であります。

以上、議案第80号の説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

以上で町長の提案理由と担当課長の内容説明が終わりました。

これから議案第80号 財産の取得について質疑を行います。

質疑はありませんか。

芦澤健拓君。

○5番議員（芦澤健拓君）

大河内小学校と身延小学校の統合ということで、これは2台で58人ですけども運転手を除
いて56人になるんですかね。この人数で運行するというので、大河内小学校の児童の通学
範囲というのはたぶん大島のほうからも来るだろうし、八木沢のほうからも行くのではないか
なと思っていますけども、そのへんについて人数と通学範囲について説明をお願いします。

○議長（野島俊博君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えいたします。

今回、新たに購入した2台を含めまして現在、身延小学校で使っております1台と現在、大
河内小学校で使っております1台、合計4台を使いまして4方向からの通学支援を予定してお
ります。現在のところだと八木沢方面から22名を、大島方面から21名を、角打地区から
22名を、豊岡地区から23名の児童を送迎する予定で準備をしております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

芦澤君、よろしいですか。

（はい。の声）

ほかに質疑はございませんか。

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

この2台ということで、5社が辞退ということで中小企業の振興条例もあるけども、どうしてもやっぱり大きな会社にはかなわないのかなと。そうするとやっぱりその振興条例が、ここをどういうふうに生かせばいいのかなというのがちょっと私は、入札だから仕方がないと言えればそれまで、もうちょっと町内業者が潤うような形にはできないものなのかなと。そのところがちょっと、入札だから仕方がないのかなと同時に、せっかく振興条例をつくって制定したのにというのがあるんですけども、そのところを町としてもどういう判断を、入札だからどういう判断といっても困ると思うんですけども、でも町としての考えをちょっと聞きたいと思います。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

今回も見ていただければ分かる通り、町内業者も含めた中で指名をさせていただいております。われわれは指名まではわれわれの中で対応できるんですが、こと入札についてわれわれがやると官製談合とかいろいろなことになりますので、今回の場合は残念ながら町内業者がすべて辞退をしてしまったという結果です。

指名については、この間の議会の答弁でもさせていただいたんですが、町内業者を優先して指名をするということで今、町のほうでもそれは努めておりますので、今回はこの辞退については残念ですけども、今後は辞退をしないように、応札していただけるようお願いをしていくということになるかと思えます。

以上です。

○議長（野島俊博君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

やっぱり辞退をしたというのはそれなりに、こういう大きなところには太刀打ちできないからもう辞退という、私は全然よく分からないんですけど、そういうような判断ではないかなと思うので、やっぱり大きなところにはかなわないんだったら、どういう努力があるのかなと。そのところは、どういうふうに考えたらいいのか教えてもらいたいと思います。

○議長（野島俊博君）

村野財政課長。

○財政課長（村野浩人君）

今回の5社の辞退の内容につきましては、3社が納期に間に合わないということでした。1社は大型車の取り扱いがないため参加できない。もう1社については見積もりが不可能だということでした。内容的にはそんな状況です。

○議長（野島俊博君）

ほかに質疑はございますか。

（ な し ）

他に質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第80号の質疑を終わります。

これから議案第80号 財産の取得について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第80号 財産の取得についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって議案第80号は原案のとおり可決することに決定しました。

追加日程第2 同意第18号 身延町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

町長から本案について説明を求めます。

望月町長。

○町長(望月幹也君)

それでは同意第18号について提案理由を説明申し上げます。

身延町教育委員会委員の任命についてであります。

身延町教育委員会委員に下記の者を任命することについて議会の同意を求めます。

記

住 所 山梨県南巨摩郡身延町大野214番地

氏 名 保坂新一

生年月日 昭和28年9月23日

提案理由を申し上げます。

平成29年11月18日に委員の任期が満了するので、その後任委員を任命する必要が生じました。ついては委員の任命にあたり地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意が必要であります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

以上でございます。なお、詳細につきましてはお手元にお配りしております平成29年9月第3回定例会議案説明書、同意第18号 身延町教育委員会委員の任命についてでご確認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(野島俊博君)

お諮りします。

本件は人事案件でありますので質疑・討論を省略して直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって質疑・討論を省略して、直ちに採決を行うことに決定しました。

これから同意第18号 身延町教育委員会委員の任命についてを採決します。
お諮りします。

本案について原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって同意第18号は原案のとおり同意することに決定しました。

追加日程第3 発議第1号 子どもたちのゆたかな教育環境をつくるための、教職員定数改善に関する意見書案についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

福與三郎君、登壇してください。

福與君。

○8番議員(福與三郎君)

それでは発議を提出いたします。

発議第1号

平成29年9月27日

身延町議会議長 野島俊博殿

提出者

身延町議会議員 福與三郎

賛成者

身延町議会議員 田中一泰

” 赤池 朗

子どもたちのゆたかな教育環境をつくるための、教職員定数改善に関する意見書案でございます。

上記の議案を別紙のとおり身延町議会会議規則第14条第1項および第2項の規定により提出します。

提案理由でございますけれども、子どもたちの教育環境を改善するため教職員定数の改善、義務教育費国庫負担制度の堅持と国庫負担割合の見直し、教育格差を解消するために教育予算の拡充を図ることなどの意見書を政府関係機関に対し提出する。

これがこの議案を提出する理由でございます。

子どもたちのゆたかな教育環境をつくるための、教職員定数改善に関する意見書(案)でございます。

内容につきましては記載のとおりでございます。下段の要旨についてのみ読ませさせていただきます。

記

1. 子どもたちの教育水準改善のために少人数学級を推進すること、そのための計画的な教職員定数改善を図ること。
1. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国庫負担割合を2分の1に復元すること。
1. 教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年

山梨県身延町議会議長 野島俊博殿

提出先につきましては、記載のとおりでございます。

以上ご議決いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（野島俊博君）

以上で提出者の説明を終わります。

福與三郎君はその場でお待ちください。

これから発議第1号 子どもたちのゆたかな教育環境をつくるための、教職員定数改善に関する意見書案の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で発議第1号の質疑を終わります。

福與三郎君は自席にお戻りください。

これから発議第1号 子どもたちのゆたかな教育環境をつくるための、教職員定数改善に関する意見書案の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第1号 子どもたちのゆたかな教育環境をつくるための、教職員定数改善に関する意見書案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することについて賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、発議第1号は原案のとおり可決することに決定しました。

追加日程第4 発議第2号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書案についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

広島法明君、登壇してください。

広島法明君。

○3番議員（広島法明君）

それでは発議第2号について説明させていただきます。

発議第2号

平成29年9月27日

身延町議会議長 野島俊博殿

提出者

身延町議会議員 広島法明

賛成者

身延町議会議員 伊藤文雄

” 河井 淳

「全国森林環境税」の創設に関する意見書案

上記の議案を別紙のとおり身延町議会会議規則第14条第1項および第2項の規定により提出します。

提案理由は平成29年度税制改正大綱において「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設に関し、平成30年度税制改正において結論を得る」と明記されたことから森林・林業・山村対策の抜本的強化をはかるための「全国森林環境税」の早期導入を強く求める。

これがこの議案を提出する理由であります。

意見書につきましては下の記に要約が書いてありますが、これは提案理由そのものですので省かせていただきます。

以上、発議第2号「全国森林環境税」の創設に関する意見書案についての説明をさせていただきました。

○議長（野島俊博君）

以上で提出者の説明を終わります。

広島法明君はその場でお待ちください。

これから発議第2号「全国森林環境税」の創設に関する意見書案の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で発議第2号の質疑を終わります。

広島法明君は自席にお戻りください。

これから発議第2号「全国森林環境税」の創設に関する意見書案の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

深澤勝君。

○13番議員（深澤勝君）

「全国森林環境税」の創設に関する意見書案に対する反対討論を行います。

本意見書の趣旨は、市町村が実施する森林整備等に対する必要な財源を確保するためとしており、この趣旨は理解をし、その必要性は大いに痛感しているところではありますが、しかし全国森林環境税創設促進議員連盟加入議会は、山梨県内では本町を含めて8市町村の議会であり、約38%と低い加入であること。さらに山梨県ではすでに独自の森林環境税の納税を義務付けております。本町では29年、6,025人が約301万円の税負担となっております。

そんな中、国税としての森林環境税の創設を早期に求める意見書の提出は時期尚早だと思われます。せめて山梨県独自の森林環境税との二重負担が発生しないとの見通しが整った段階で

意見書の提出があるべきと思います。今、この時点での提出については反対をいたします。

以上です。

○議長（野島俊博君）

次に原案に賛成者の発言を許します。

広島法明君。

○3番議員（広島法明君）

同僚議員からの話がありましたように、山梨県でも森林環境税が平成24年度から適用されており、税額的には住民税の課税者ということで個人が年額500円ということで、ご存じのように国民年金受給者等の低所得者には課税はされておられません。

提案理由にもありますが、市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるためということを考えれば、山林面積が約85%の身延町としましては当然必要な意見書の提出だと思います。

また先ほど話がありましたように、全国森林環境税創設促進議員連盟に加入している身延町議会、さらには全国森林環境税創設促進連盟に加入している身延町が創設に向けたスタートラインに立つことを意味する意見書の提出を行うことは当然の行為だと思います。先ほども話がありましたように県税と国税とのバランス等はあるかと思いますが、スタートラインに立った段階でその点のこともしっかり協議されることと思いますので、現時点での意見書の提出に賛成したいと思います。

○議長（野島俊博君）

次に反対討論はありませんか。

渡辺文子さん。

○11番議員（渡辺文子君）

発議第2号「全国森林環境税」の創設に関する意見書案について反対討論いたします。

本請願は地方が行う森林整備の財源確保のためとして、来年度の税制改正において森林環境税の創設を求めるものです。

請願が指摘するとおり森林は木材の供給源であるとともに中山間地域の維持と国土の保全や水源の涵養など広域的機能を有し、そこで営まれている林業は地域社会を支える重要な産業であると認識をしています。

今、輸入自由化による木材価格の低迷、中山間地域の高齢化や担い手不足など背景に森林の荒廃が進んでいます。森林の保全と林業の振興には国の役割が重要であることは言うまでもありません。しかし国の森林整備予算は2008年度の1,624億円から2015年度の1,202億円へと、この8年間だけでも422億円も削減されています。必要なことは森林整備と林業対策において国の責務を明らかにし、国内林業の保護と国土保全を国の林業政策の根幹に位置づけ根本的な対策を講じることです。

請願が求める森林環境税は政府与党が平成29年度税制改正大綱に明記し、必要な財源として都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めるとし、地方税である個人住民税に上乗せする形で国による徴収が想定された税です。日本共産党は国民に広く負担を求めるのではなくCO2の排出量に応じた負担となっている既存の地球温暖化対策税の拡充を図ることで財源を確保し、その用途として森林吸収源対策を位置づけることにより森林、林業における地球温暖化対策の実行に必要な財源を確保するよう求めるものです。

この立場から国民に広く負担を求めることを想定した森林環境税の導入には賛成できず、本請願には反対です。すでに山梨県では平成24年度から森林環境税500円の課税がされています。

○議長（野島俊博君）

次に賛成討論はありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論を終わります。

これから発議第2号「全国森林環境税」の創設に関する意見書案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することについて賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって、発議第2号は原案のとおり可決することに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件はすべて議了しました。

ここで町長からあいさつの申し出がありましたので、これを許します。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

議員の皆さま、大変お疲れさまでございました。

平成29年身延町議会第3回定例会の閉会にあたりまして一言お礼のあいさつを申し述べさせていただきますと思います。

本定例会は去る9月11日に開会をし本日までの17日間、野島議長のもと私どもが提案いたしました14件の議案につきまして真摯にご審議をいただき心より感謝を申し上げます。

一部条例案につきましてご修正をいただきましたが、提案いたしましたすべての議案につきましてご認定・ご議決・ご同意をいただく中で無事閉会を迎えることができました。議員の皆さまの協力に重ねて敬意と感謝を申し上げたいと存じます。

ご議決をいただきました平成29年度補正予算の執行につきましては、職員ともども知恵を出し合って最善を尽くしてまいりますので、よろしくご指導をいただきたいと存じます。

現議員の皆さまと定例会の中でご協議をいただけるのは今定例会が最終であります。この4年間、議員の皆さまには町民福祉向上のために大変なご尽力をいただきましたことに対し改めて感謝とお礼を申し上げます。ありがとうございました。

私も来月24日には就任2年目がスタートすることになります。今後も「生まれてよかった 育ててよかった 住んでよかった身延町」の実現を目指しスピード感をもって諸施策に取り組んでまいりますので、議員各位をはじめ町民の皆さまのご支援とご協力をお願いいたします。

これから日ごとに秋が深まり気温も下がってまいります。どうか議員の皆さまには健康には十分ご留意をいただき、住民の皆さまのために今まで同様ご活躍をいただけますことをお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（野島俊博君）

町長のあいさつが終わりました。

会議規則第7条の規定によって閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本定例会はこれで閉会とすることに決定しました。

会期17日間、議員各位には慎重に審議をしていただき、無事閉会を迎えることができましたことに深く感謝を申し上げます。

私たちの任期最後の定例会が終了しました。これも関係各位のご協力によるものと感謝申し上げます次第でございます。

各位におかれましては町政発展になお一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げ、これももちまして平成29年第3回身延町議会定例会を閉会とします。

大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。

○議会事務局長（佐野勇夫君）

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

お疲れさまでした。

閉会 午後 2時20分

上記会議の経過は、委託先（株）東洋インターフェイス代表取締役薬袋東洋男が録音テープから要約し、議会事務局長佐野勇夫が校正したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、議長により署名する。

議 長

署 名 議 員

同 上

同 上